

平成24年3月

中札内村議会定例会会議録

平成24年3月9日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課長補佐	渡部浩樹君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査について
日程第6		行政執行状況報告
日程第7		平成24年度行政執行方針
日程第8	請願第1号	「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての請願書
日程第9	議案第1号	中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第3号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第4号	中札内村乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第5号	中札内村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第6号	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第7号	中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第8号	中札内村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第9号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第10号	中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第11号	中札内村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第12号	中札内村公民館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第13号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
日程第22	議案第14号	平成23年度中札内村一般会計補正予算について
日程第23	議案第15号	平成23年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第16号	平成23年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第25	議案第17号	平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第26	議案第18号	平成23年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第 27 議案第 19 号 平成 23 年度中札内村下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年3月中札内村議会定例会を開催いたします。

今回の議会は、予算委員会もありまして、ちょっと長丁場になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ただちに、本日の会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番中井議員と2番佐藤議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会報告。

平成24年3月2日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、3月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いいたします。

記。

1、会期について。

3月9日（金）から3月22日（木）までの14日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、閉会中の所掌事務調査。

ハ、行政執行状況報告。

ニ、平成24年度行政執行方針。

ホ、請願1件及び議案27件のうち、議案第1号から議案第19号までの19件については初日の本会議で審議されたい。

平成24年度一般会計及び特別会計予算案6件、予算に関連する条例等2件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議で審議されたい。

また、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議

員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いしたい。

なお、新年度各会計予算案等は、3月18日から22日までの4日間で審議されたい。

へ、一般質問は、3月16日（金）に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間としたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの14日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については印刷したものをお手元に配付しましたので、ご了解を願いたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務常任委員会所管事務調査について、男澤総務常任委員長。

（男澤秋子総務常任委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

総務常任委員会は、次のとおり所管事務調査を実施したので報告します。

記。

1、調査日。

1月24日（火）。

2、調査場所及び調査目的。

ア) 老人保健福祉センター。

イ) 認知症グループホーム梅花荘。

各施設の現状について。

3、調査参加者。

総務常任委員5人、議会事務局1人、計6人。

4、調査の結果。

ア) 老人保健福祉センター。

施設の概要、管理運営状況、改修後の状況等について村担当者の説明を受け、施設内を見学しました。

耐震強化のための改修に伴い、新たに身障者トイレの設置、事務所の拡張等がされ、保健センターの利便性向上を確認しました。

太陽光発電設備の設置は、稼動後の発電量や維持管理費等の基礎データがまだ不十分と思われるため、今後もデータ集積の継続による検証が必要と感じました。

また、電気使用量削減等の点からも、照明の全館LED化（一部は済んでいる）に向けた検討を要望します。

イ）認知症グループホーム梅花荘。

施設の概要、入所・利用状況、管理運営状況等についてポロシリ福祉会の施設長から説明を受け、施設内を見学しました。

今後ますます高齢化が進むなか、梅花荘の居室の増設により、必要な時に必要な支援が受けられる、整備後の状況を確認しました。

一方、現在の定員割れの課題も危惧いたしました。支援を必要としている人達の把握を、村、ポロシリ福祉会、他施設との連携や、周辺自治体との広域連携も視野に入れた取組みが、必要ではないかと感じました。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） それでは、説明をさせていただきます。

所掌事務調査通知書。

本委員会は、下記により所掌事務について調査することを決定したから、会議規則第7条第2項の規定により通知します。

記。

1、事項。

議会運営委員会の所掌事務調査。

2、目的。

（1）議会運営に関する事項。

（2）議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

（3）議長の諮問に関する事項。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

審査終了まで。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、工事及び委託業務等の発注状況ですが、2月末現在で53件の発注を終えており、それぞれ順調な進捗状況をみております。

宅地分譲地の売り払い状況ですが、12月から2月までに、「ヴィレッジときわ野」で3区画の売払いが決定しております。

なお、宅地分譲地の残区画数は5団地で11区画、うちヴィレッジときわ野は6区画となっております。

次に、企画財政グループについてですが、男女共同参画の推進についてですが、2月21日に帯広大谷短期大学准教授の岡庭義行氏を講師に招き、「明日からの男女共同参画ー中札内村・響き合うまちづくりへー」をテーマに、全体で60人の参加をいただいて開催しました。昔のテレビコマーシャルの映像や4コマ漫画のセリフのクイズなどを取り入れ、とてもわかりやすかったとの感想をいただいております。

次に、ふるさと会活動では、帯広・中札内会の総会が3月2日に開催され、関係団体代表の皆様とともに出席し、村の現状報告や情報交換など、有意義なひと時を過ごしてまいりました。

村おこし懇談会は、2行政区から依頼があり、地域課題の協議と村政の執行状況などの話題を提供しながら、意見交換を行ってきております。

むらづくり研修会は、3月26日に元長野県小布施町長で観光庁の観光カリスマでもある唐沢彦三氏を講師に招き、「花のあるまちづくり」をテーマに、景観や花によるガーデニングのまちづくりを中心に、まちづくり、人づくりなどの実践事例を交えた内容で開催する予定としております。

大規模太陽光発電設備の建設計画についてですが、現在、旧森林組合跡の村有地において、国際航業グループにより建設が計画されております。国際航業グループは、すでにヨーロッパ4か国で24カ所、国内では宮崎県と鳥取県で各1カ所の開発及び運営を行っております。

2月22日に、国際航業ホールディングス株式会社と、土地の賃貸に関する基本合意書を締結いたしました。面積は約4ヘクタール、発電出力は約2メガワットで、今後「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達価格及び調達期間の決定により、事業採算性が確保できると判断された時点で正式決定になる見込みです。

建設にあたっては、村が既存施設を解体撤去することになりますが、正式決定された後に補正予算を提案させていただく予定であります。

次に、開発事業関係ですが、高規格道路中札内インターチェンジから更別インターチェンジまでの間については、24年中の開通を目指して改良舗装工事等が進められております。

道道清水大樹線中札内橋の改修については、橋の工事が完了し、引き続き道路部分の工事が進められております。

消防関係では、中札内村消防後援会の役員会が開催され、今年度3月末を以て解散する運びとなりました。

消防後援会は、昭和52年から住民の自主的防災意識の高揚、中札内消防団に対する物心両面の後援など、消防行政の発展に永年寄与してまいりました。この間、役員として後援会の運営に関わりをいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、消防の広域化についてですが、2月16日・24日の十勝圏複合事務組合市町村長会議において、平成28年3月末を目途として消防救急デジタル無線及び消防指令センターの整備を進めていくことから、広域化の時期について平成28年4月を目標として精力的に協議を進めていくことが確認され、引き続き広域化後の消防体制などの各課題の協議を進めていくこととしております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

労働者雇用対策ですが、帯広・南十勝通年雇用促進協議会と連携して12月から3月まで毎月1回改善センターで「雇用相談窓口」を開設し、2月までに3人の相談を受けております。また、3月には同協議会主催による季節労働者を対象とした安全衛生教育事業を文化創造センターにおいて開催しております。

冬期雇用特別対策事業は、季節労働者等を対象に募集を行った結果12人を雇用し、2月6日から27日までの16日間、保安林等の雑木処理や公共施設の除雪作業に従事していただきました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、灯油高騰による生活弱者対策として実施した福祉灯油について、1月31日まで申請を受け付け、208人に灯油150リッターの灯油購入券等を交付しております。

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画策定について、介護保険運営協議会をこれまで4回開催し、アンケート調査などの分析や今後のサービス量の見込みなどについて、ご審議いただき2月13日から3月8日までパブリックコメントを実施しております。

また、第3期障がい福祉計画策定について、自立支援協議会を4回開催し、アンケート調査の分析や障がいサービスの現状や今後の見込みについて、ご審議いただき2月16日から3月12日までパブリックコメントを実施しております。

ポロシリ福祉会で運営している「のぞみ園」のスプリンクラー設置工事や内部改修工事が完成し、1月20日に届け出がありましたので、補助額を決定しております。

次に、保健グループについてですが、季節性のインフルエンザの予防接種について、2月13日現在児童等においては、対象者532人の内374人が、高齢者においては、対象者1,043人の内612人が予防接種を受けております。

国保特定健診を「対がん協会」と「帯広厚生病院」の協力をいただき健診を実施しております。

その結果、特定健診は対象者854人に対して312人が受診しております。

また、健診後の特定保健指導についても対象者に対して保健指導を行い、生活習慣の改善を目指しております。

次に保育所についてですが、中札内保育所改築事業設計業務は、これまでに最終的な職員等からの聞き取りも終了し、3月1日に実施設計が完了しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成23年の農業粗生産高が発表され、農産・畜産合わせて105億9,000万円に達し、過去最高の生産高となりました。9月に大雨により金時など豆類に被害を受けましたが、その後の天候にも恵まれ、農産では前年比3.3%増の48億9,900万円となりました。

酪農は生乳の増産で0.6%の増加、鶏卵は飼養羽数の減により5.5%の減少、ブロイラーは価格の上昇により1.2%の増加、養豚は出荷頭数の増加と価格の上昇により9%の増加で、畜産では2.1%増の56億9,300万円となりました。

春先の低温・多雨からはじまり、変動する気象の中でご苦労された生産者の皆様を始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

次にうれしいニュースとして、全国環境保全型農業推進会議が主催する「第17回環境保全型農業推進コンクール」に中札内村農協が、大賞の「農林水産大臣賞」に選ばれ、さらに日本農業新聞の「2011一村逸品大賞」に「そのまま黒えだ豆」が選ばれました。

一昨年の「日本農業賞 特別賞」に続き、新たな栄誉に輝いたことに対し、改めて敬意を表し、お祝いを申し上げます。

農業振興関係では、担い手育成総合支援協議会が実施している地域資源循環システム農業再構築事業の実証試験の結果について、1月23日から2月3日まで8地区で開催した、「畑作技術懇談会」で報告しました。

営農セミナーは1月26日、北海道大学農学研究院准教授の志賀永一氏を講師に迎え、「TPP議論下の畑作・酪農地帯の対応」をテーマに、農業者を始め、関係機関・消費者団体の皆様に参加をいただき開催しております。

また、南十勝担い手対策研修会は2月17日、本村を会場に開催し、5町村から100人を超える農業担い手関係者が参加して、十勝農業改良普及センター次長の上野次子氏を講師に、担い手対策をテーマに講演をいただいたほか、村内の農業者から事例発表を受け、それぞれの取組みを学んでおります。

食育・地産地消として推進している、「食の中札内産推進パートナー登録制度」は、本年度になって「中札内産食の応援団のお店」が1店の新規登録で合計16店、「中札内村粋匠品」が3品の新規登録で合計23品になりました。

また、食育では、親子料理教室「手づくりごはん楽校（がっこう）」を2月5日開催し、家庭でできるお菓子作りをプロから学びました。

平成23年度国の第4次補正が可決され、「強い農業づくり交付金」において、国が推進する輸出拡大や農業の成長産業化戦略に合致するとして、中札内村農協の冷凍保管庫が集出荷貯蔵施設整備事業に採択されました。民間保管にかかる経費の削減と、安定した供給体制を図ることとして、この秋の完成を目指すとしております。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土、除礫、堆肥補助、今年度から始めたストーンクラッシャー事業で、合わせて674万8,000円の見込みとなっております。

加えて、中札内村農協が事業主体となり、北海道の地域づくり総合交付金400万円の

交付を受け、ストーンクラッシャー事業約32ヘクタールの整備を行っています。

豆資料館事業として6月から11月まで募集していましたビーンズフォトコンテストは、風景部門、創作部門にあわせて40点の応募をいただきました。入賞作品は、1月から3月まで応募作品の展示を行い、来館者に投票していただき、3月下旬に決定いたします。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れておりますが、当初は約570頭でスタートし、現在は約500頭程度で推移しております。昨年、大規模酪農家で発生した家畜伝染病の移動制限の影響を受け、通常年を下回る預託頭数となっております。

商工関係では、商工会が実施した設立50周年記念事業「プレミアム商品券事業」は、販売期間を延長し、12月12日に完売となりました。

また、協賛クーポン券事業とスタンプラリー事業は、第1弾が11月27日から12月9日まで、第2弾が2月16日から29日までの期間で実施されております。

中小企業対策では、2月までに申請のあった、中小企業振興資金利子補給で19事業者、保証料補給で4事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、22事業者に対して、それぞれ助成してまいります。

花づくりの担い手を育成するための、「花づくり・ガーデニング講座」は、12月から3月まで4回を計画し、これまでの2回の講座は、ほぼ定員どおりの参加をいただいております。

また、十勝全体の花づくりのネットワーク「花とから連絡会議」が2月14日発足し、これまで個々に活動していた管内の市町村、団体が集まり、オープンガーデンマップの作成、ガーデンツアーの開催など、来年度開催される「北海道ガーデンショー」や道東道の開通、北海道ガーデン街道で花や観光を目的に訪れる観光客に対してオープンガーデンの魅力を発信してまいります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土地改良事業では、国の第4次補正予算の可決に伴い、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施することを目的とした「農業体質強化基盤整備促進事業」が創設され、現在、暗渠排水整備希望者を対象に施行箇所を調査し実施に向け準備しております。

除排雪対策では、今冬の降雪回数は例年程度で推移しておりますが、3月末までの降雪を見込み、委託料の追加を補正予算に計上しております。

定住促進関係では、移住促進奨励金は1件に交付し、中札内スタイル住宅建設奨励金は総数で18件を承認し、うち23年度交付分は17件の見込みとなっております。

合併処理浄化槽整備事業では、2件の補助申請を受け付けております。

村営住宅の入居決定状況ですが、これまで1回の入居公募を行い10戸の入居を決定しているほか、随時入居3戸の入居を決定しております。

公営住宅建設事業では、ときわ野団地1棟8戸が2月に完成し、入居者選考委員会において入居者の決定をしております。

下水道事業関係では、下水道使用料金の改定について、総合行政推進委員会にこれまでの検討内容をご説明し、今後の大規模改修事業計画を踏まえ、財政負担が増大する時期での改定が適当との考えをご理解いただき、平成24年度改定については、繰り延べすることとしております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松文夫君） 定例会の開会にあたり、１２月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに教育委員活動であります、１月１７日に教育委員と社会教育委員との懇談会を開催し、昨今の教育の現状と課題について意見交換を行っております。

また、２月２２日には、更別村教育委員との二村交流懇談会を実施し、中札内村・更別村指導主事の活動状況と今後の取組むべき課題について意見交換をしたほか、両村の教育行政に関する現状の情報交換などを行っております。

次に学校教育関係であります、川越市との中学生相互訪問事業では、中学１年生徒１１名が、１月７日から１０日の日程で川越市を訪問してまいりました。

参加生徒はホームステイでの生活体験や富士見中学校での生徒との交流、川越市の歴史や長い間受け継がれている文化に触れるなど、貴重な機会を得ることができたものと考えております。

児童生徒の対外スポーツ大会への参加状況であります、中学校では全国中学校スケート大会へ２名、北海道中学校スケート大会へ４名が出場を果たし、それぞれ優秀な成績を収めております。

社会教育活動では、１月８日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、４４人の新成人が集い、式典に臨み、社会人としての自覚と決意を新たにする機会となりました。

２月１９日には、南十勝地域子ども会交歓会兼冬季野外レクリエーションが文化創造センター前庭において開催され、３９名の子どもたちがスノーモービル試乗体験やゲームで楽しみました。

３月１日に、「元更別大國神社石見神楽保存会」が十勝管内教育実践・教育活動表彰を受けました。中札内村としては、初めての受賞であり、管内の３団体に選ばれ、大変名誉なことでもあります。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等の受賞では、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に１２個人６団体が、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に１８個人が受賞され、昨日３月８日に表彰式を執り行っております。

ワシントン州エルマ市への派遣事業は、３月１７日から３月３０日までの日程で５名の生徒と２名の指導者が、これまで１４回の事前研修を終え渡米します。貴重な経験を主体的に積み、大きく成長され、帰国することを期待しております。

次に、体育関係事業であります、村民スポーツ大会では１月２２日に「ミニバレー大会」、１月２３日・２４日に「フローカーリング大会」、２月１２日に「バドミントン大会」を終えております。

全十勝雪合戦大会は、３月４日に体育館分館１グラウンドを会場に実施をしております。

各種教室では、２月１７日に実施しました「スキー教室」には３１名の小学校児童の参加を得、実施しております。

また、２月６日から３回実施した歩くスキー体験会には、延べ１１名の参加をいただいております。

総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会事業では、１月２８日に１６名の参加をいただき、「卓球教室」を実施したほか、２月４日・５日には元オリンピック選手で、現在ヨネックスバドミントン部監督である岩田良子さんを講師に迎え「バドミントン教室」を開催し、講演会・講習会に延べ１４５名の参加をいただき、実施しております。

冬の健康対策の取組みといたしましては、年前から文化創造センター南側広場に歩くス

キーコースを造成し、村民の方々にご活用をいただいております。

文化活動関係では、2月11日にアミューズ・シアター事業「夏川りみコンサート」を開催しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 平成24年度行政執行方針

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第7、平成24年度行政執行状況方針、教育行政執行方針、農業委員会執行方針について、村長、教育委員会委員長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 平成24年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私が2期目の村政執行の重責を担わせていただきましてから、まもなく3年を経過しようとしております。この間、公約の実現と第5期総合計画後期基本計画の着実な実行に全力で取り組んでまいりました。

さて、我が国においては、長引く経済の停滞、円の高騰、危機的な財政状況、社会保障・税一体改革、さらにはTPPを巡る動きなど、先行きの不透明感が高まっています。

また、昨年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大の地震により甚大な被害をもたらし、特に福島第一原子力発電所の重大事故は最悪の事態となり、いまなお周辺住民は避難生活を余儀なくされています。復興には多大な時間と費用がかかると見られています。

本村においては、これまで最重点施策として取り組んできた定住促進施策や子育て支援施策、厳しいながらも農業を中心に堅調な地域経済、帯広広尾自動車道中札内インターチェンジの開通、花や芸術、観光施設によるイメージの向上などにより人口が微増の傾向にあり、地域力を感じております。

平成24年度においては、本村のもつ優れた資源、魅力、地域力を生かし、「まちづくり基本条例」の理念である「協働のまちづくり」を基本に、公約であります五つの柱を着実に推進し、「住んでみたい、住んでよかった」と実感のできる村づくりを目指して、職員と一丸となって不断の努力を続けて参る所存であります。

最初に平成24年度予算の概要について申し上げます。

24年度の国の予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むとしております。

地方財政対策については、「財政運営戦略」に基づき定める中期財政フレームに沿って、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を、23年度と同水準となるよう確保することとし、地方交付税については、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」1兆4,950億円などの別枠の加算により、23年度比0.5%増で5年連続の増額となっております。

一方、地方の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債については、前年度比0.4%の減少となっております。

これら地方財政対策に基づく本村の24年度予算では、地方交付税15億9,689万

円と臨時財政対策債１億６，９００万円の総額では、前年度交付実績見込比１．０％減の１７億６，５８９万円となっております。

平成２４年度の予算案であります。定住促進・子育て支援施策は重点施策として継続しつつ、中札内保育所の移転改築、障がい者ケアホーム建設に対する補助、エゾシカ駆除対策の拡充、橋梁長寿命化のための調査設計、公営住宅長寿命化計画の策定、公民館の耐震改修に向けた実施設計、中札内中学校大規模改修基本計画の策定など、既存社会資本の長寿命化と機能の充実を図り、安心して住み続けられる村づくりのための予算を編成いたしました。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は、３５億８，２５０万円、対前年比３．８％の増となり、五つの特別会計を合わせた合計は４７億９２０万円、対前年比２．３％の増となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第５期総合計画の５本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

第１の柱は、「協働によるまちづくり」であります。

「まちづくり基本条例」に掲げる住民自治を柱に「情報共有」「住民参加」をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働による自律のまちづくりを進める所存であります。

総合計画は、現行計画の目標年が２５年度であることから、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画を、まちづくり基本条例の目的及び理念に基づき、２４年度から策定を進めます。

政策評価については、内部評価、総合行政推進委員会による評価を経て、評価結果の公表など情報の共有化を図り、次年度への改善・反映を行ってまいります。

ふるさとづくり事業は、時代の変化に合わせた見直しを行いながら、行政区長会議、村おこし懇談会、広報紙、地域担当職員などを活用して制度の周知に努め、利用促進を図ってまいります。

広域連携については、消防広域化、定住自立圏協定項目の推進、職員合同研修への積極的な参加、更別村との連携事業等に取り組んでまいります。

広報広聴であります。広報なかさつないは、広報モニターの皆様からのご意見をいただきながら、親しまれる紙面づくりに努めてまいります。

また、ホームページやメール配信システム、情報無線を積極的に活用しながら迅速で的確な行政情報を提供できるよう取り組んでまいります。

このほか、ホットメール、政策提言箱から提案される村民皆さまからのご意見、ご提案に耳を傾け、「パブリックコメント制度」や「情報宅配便」、地域と行政のパイプ役である「地域担当制」の積極的なＰＲと活用にあつてまいります。

さらに、行政区長会議については定期的に開催するとともに、村おこし懇談会、各種団体との懇談会についても積極的に出向き、情報提供と住民参加の機会確保にあつてまいります。

交流事業であります。友好都市川越市及び南砺市福野との交流は、小・中学生交流、文化、経済交流を進め、お互い肩ひじの張らないことを基本に、今後も友好関係を深めてまいります。

川越市では、市制施行９０周年の記念事業として、姉妹友好都市サミットが開催される計画で、また本村との友好都市盟約締結１０周年を迎えることから、村民のみなさまにも参加を呼び掛け、共に参加したいと考えております。

職員の資質向上ですが、本格的な地方分権に対応するため、時代の変化や地域課題を的確に把握し、魅力あるまちづくりを展開していくため、新しい価値を創造していく政策形成能力、バランス感覚やコスト意識を持って効率的な行政運営を行っていく人材を育成するため、人材育成基本方針に基づいて取組みを進めてまいります。

男女共同参画については、講演会等の開催、広報やホームページなどを通じて啓発に努めるとともに、政策評価では男女共同参画の視点での現状と課題を明らかにし、各分野での推進に努めてまいります。

次に、戸籍事務システムの導入ですが、全国の市区町村で戸籍の電算化が進んでおり、十勝管内でも既に13市町村で導入及び導入着手がなされ、24年度でさらに3町が導入を予定しております。現在、本村における戸籍情報は、一部マイクロフィルム化しているものの基本的には紙により管理しておりますが、電算化により諸証明の発行などサービスの迅速化と事務効率の向上、更には戸籍情報の電子媒体へのバックアップにより災害等に備えようとするものです。

なお、本導入事業は24年度と25年度の2カ年事業として、24年度については債務負担行為の議決をいただき、26年4月の運用開始を目指して業者選定、契約などの事務を進めてまいります。

第2の柱は、「安らぎの社会を育むまちづくり」であります。

少子・高齢社会、核家族化の進行中で、誰もが安心して暮らせる社会を構築するため、地域で一体的に取り組むことが求められています。

特に、女性の就労の増大やライフスタイルの変化により、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長が危惧されています。

このため、子育て支援及び少子化対策は、特に重点課題として保育料の軽減・無料化、児童医療費助成の中学生までの拡大、児童館の専用化、民間託児への助成など、村独自の特徴ある施策を講じてまいりました。

これらの施策は、一定の効果が現れ始めており、今後も継続してまいります。

健康づくりは日常生活における自らの認識と、自主的な実践が基本ですが、健康を維持するためには保健と福祉が一体となった総合的な取組みが求められております。

このため、保健、福祉、医療など関係機関相互の連携強化による課題解決に努めながら、各種健診事業の実施や健康づくりの実践活動を展開し、乳児からお年寄りまで、予防を主眼とした健康づくりに力を入れてまいります。

乳幼児健診について、管内的には小児科医師不足が心配されていますが、更別村国保診療所のご協力により医師の派遣をいただき、これまでと同様の体制で健診を実施してまいります。

今年度新たに、中札内保育所、上札内保育所の4・5歳児を対象に乳児期からの虫歯予防のため、保護者の意向を確認しながらフッ化物洗口事業を実施してまいります。

予防接種について、任意のワクチンである、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、無料接種を継続してまいります。

また、高齢者の肺炎予防を図るため、75歳以上の方を対象とした23価の肺炎球菌ワクチンの接種助成も実施してまいります。

国民健康保険関係ですが、22年3月に策定した「事業健全化運営の指針」に基づき、事業の円滑な運営を図るため保険税収納率の維持・向上に努めてまいります。

また、メタボリックシンドロームに着眼した国保特定健診・特定保健指導の実施に合わ

せ、若い世代から後期高齢者までの生活習慣の改善を目指した健診や各種教室などを実施してまいります。

各種ガン検診については、積極的に受診を促し、受診率向上を目指してまいります。

特に、乳がん・子宮頸がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査については年齢を特定して、対象者の方に検診費用が無料になるクーポンと検診手帳を送付し、受診促進を図ってまいります。

30歳以上の方を対象とした脳ドックについては、受診機関と調整が整い100人の受診枠を確保できましたので、ドック費用の一部を助成し、脳血管疾患の早期発見、早期治療に寄与してまいります。

高齢者福祉施策であります。本村の人口のうち高齢者が占める割合は、平成24年1月末現在25.07%を占め、高齢化の歩みは鈍化していますが、年々確実に進んでいます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して自分らしい生活を持続することが大切なことから、高齢者の状態の変化に応じて、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係についてですが、介護予防に重点を置き、介護を必要としない健康な高齢者として過ごせるよう、継続的な支援体制を整備するとともに、介護や支援が必要になった場合も安心して生活が送れるよう、必要なサービスを提供し、さらに、高齢者を地域が支える体制の構築に努めてまいります。

在宅介護支援センターは、その業務が地域包括支援センターと重複する部分もありますので、今年度より一元化して、地域包括支援センターでその業務を引き継いで実施してまいります。

近年の核家族化により複雑な相談業務が増える状況にあり、その重要性は増していることから、高齢者への必要な援助、支援の提供に一層心がけてまいります。

また、自己による判断が不十分な高齢者等を対象に民法で定める成年後見制度の利用を支援するための助成を実施してまいります。

なお、介護保険料についてですが、先般、中札内村第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画について、介護保険運営協議会において審議いただき、平成24年度以降の第1号保険者の介護保険料の基準額について、2,900円に据え置くことが適当とのご意見をいただきましたので、その額で決定させていただきました。

障害者自立支援法関係についてですが、自立支援法そのものの廃止が決定されており、国において見直し作業が行われ「障がい者総合福祉法」（仮称）への移行が検討されております。

本村においては現在、自立支援協議会で審議いただいた「第3期中札内村障がい福祉計画」に基づき、自立支援給付や、市町村の必須事業である相談支援事業や日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

また、障害者の方を対象に成年後見制度の利用を支援するための助成を実施してまいります。

グループホーム・ケアホームの入所者に対して、地域での自立を目指すため、就労支援を継続してまいります。

なお、ポロシリ福祉会が運営する障害者施設の新体系移行に伴い、ケアホームの建設が予定されておりますので、助成を実施してまいります。

南十勝こども発達支援センターについてですが、本村におきましても、利用者が増える状況にありますので、適切な運営ができるよう共同運営に努めてまいります。

母子保健対策では、母子の健康を確保するとともに経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の費用を助成してまいります。

また、医療保険が適用されない高額な不妊治療についても、助成してまいります。

保育所関係ですが、運営に当っては、保育課程に基づいて、保護者の保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供に心がけてまいります。

中札内保育所改築事業は、平成24年度・平成25年度の2カ年での工事を予定しており、設計の基本である「やさしさとぬくもり」のある施設整備とともに、平成25年度中の新規開設を目指して、新しい保育所の運営方針をまとめてまいります。

また、職員研修会への参加や、道外の先進保育所の運営を視察するなど、職員の資質向上にも努めてまいります。

放課後児童クラブ関係ですが、中札内放課後児童クラブは、受け入れ学年を4年生までとしており、平成24年度の申込者が49人、上札内放課後児童クラブは6年生までの受け入れて、13人の申し込みとなっております。

運営については、引き続き中札内は社会福祉協議会、上札内は、フロンティア会議に委託して運営してまいります。

保健センターの入浴についてですが、これまで同様に福祉目的として対象者を限定して、週3回、午後1時から午後7時までを入浴時間として実施してまいります。

更別村との施設の共同利用事業の一環として更別村温泉の利用助成について、65歳以上の方や障害者を対象として入浴料金の助成を継続してまいります。

食育の推進についてであります。ライフスタイルや価値観などが多様化し、食生活や環境が変わり、食の大切さに対する意識が希薄になってきています。

このため、「中札内村食育推進計画」に基づき、経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、乳幼児期から生涯にわたり健全な食生活を実践することができる人を育てるものとして、健康教育や栄養相談を通じて、食育の推進を図ります。

また、地域や家庭における食生活改善の実践者である「食生活改善推進員」の養成講座を開催し、推進員の養成を行うとともに、地元農畜産物を活用し、食生活改善推進委員の協力を得て保育所や学校で調理実習を通じて、地産地消を実践し、食育の充実を図ってまいります。

衛生関係についてですが、本村を含む9市町村のごみ処理や19市町村のし尿処理を総合的に行う十勝環境複合事務組合では、新ごみ処理最終処分場の供用開始により廃止となった旧最終処分場の覆土造成などの工事を予定しております。

また、中島し尿処理場の老朽化対策として、4市町村で運営する十勝川流域浄化センターでの受け入れのため「し尿等前処理施設整備基本計画」を策定し、25年度の認可申請及び実施設計に向けた各種協議に着手する予定となっております。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会と連携してエゾシカやヒグマ、アライグマなどの駆除に引き続き取り組んでまいります。

特にエゾシカ駆除は、銃器のほか「わな」による駆除にも積極的に取り組むため、農業者を対象とした「くくりわな実技講習会」の開催やくくりわなの貸し出しなど農業被害の防止に取り組んでまいります。

また、ハンターの育成については、農業経営者及びその家族を対象とした狩猟免許取得費用の助成制度について、わなによる狩猟免許取得者拡大と合わせて、引き続き周知を行ってまいります。

昨年、大量発生したマイマイガの対策については、公共施設等の卵塊除去や幼虫期における駆除に取り組むとともに、住民の皆さんにも協力いただけるよう広報等による周知に努めてまいります。

労働対策についてであります。雇用環境は依然として厳しい状況となっており、季節労働者については、引き続いて雇用対策事業を実施するとともに、「帯広・南十勝通年雇用促進協議会」と連携の下、相談窓口の開設や技術の習得のため各種講習会への参加等を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

国の23年度第3次補正予算に計上されたことで延長となった緊急雇用創出推進事業については、4月から1年間、2人を中札内保育所の保育士として雇用してまいります。

また、23年度から実施した働く意欲がありながらも就労機会に恵まれない新卒者等の就職活動を支援する「新卒者就労支援事業」については、雇用期間を3カ月に短縮し、継続してまいります。

第3の柱は、「豊かな人間性を育むまちづくり」であります。

教育においては、東日本大震災の影響による社会システムの変化への対応や、長期的な景気低迷などの時代の荒波を乗り越え、地域の持続的発展や新しい時代を築き上げていく、先見性・創造性・チャレンジ精神に富む人材を育成する必要があります。

こうした認識の下、確かな学力や豊かな心、たくましく健康な体など、子供たちが自立して共に生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成するため、「協働のまちづくり」の観点を踏まえ、中札内村共育の日「共育宣言」の実践を柱に、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育的機能の連携・協力による、総合的な教育行政の充実に取り組んでまいります。

また、村民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学習機会を自由に選択し、学ぶことができ、その成果を活かす環境づくりを進めていくことが大切です。

今後も、人間性豊かな地域づくりを進めるため、村の豊かな自然環境や地域資源を生かしながら、村民すべてに「生きる力」を育む、多様な学習機会の提供や生涯学習環境の充実を図り、村民の主体的な活動の支援に努めてまいります。

第4の柱は、「活力ある産業を育むまちづくり」であります。

基幹産業である農業を軸として、先達の努力により拓かれ、農業の営みにより形成されている美しい農村景観、魅力ある観光資源、中札内産の安全安心な食を生かし、農業、商工業、観光が連携して、地域経済の振興を図ります。

農業を取り巻く情勢ですが、昨年示された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」は、今後5年間で競争力、体質強化、地域振興の集中期間として施策を展開するとしていますが、政府においては、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加についての事前協議が行われているなど、関税撤廃による国内農業や地域の崩壊が危惧される状況にあります。

このような情勢の中で、本村の農業は、安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、環境の保全、景観形成など多面的な機能を持つほか、製造・小売業や観光など他産業と結びつき、地域の基幹産業として最も重要な役割を担っており、「中札内村農業発展方策」に基づいて、農業関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進して

まいります。

新・元気な畑づくり事業は、昨年同様、客土・除礫・ポロシリ元気堆肥助成・石礫対策としてストーンクラッシャー助成を実施してまいります。

種子馬鈴薯防除対策事業では、シストセンチュウの侵入を防ぐため、抵抗性品種種子の購入に対して助成してまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、これまで取組んできた中札内型地域循環システム農業再構築事業による、堆肥投入による減肥料などの技術を地域に普及させることで、コスト、労働、環境負荷の低減を目指してまいります。

担い手の育成確保は、農業担い手育成センターを中心に、後継者対策や実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援などを行ってまいります。

後継者の配偶者対策については、南十勝町村との共同事業により推進してまいります。

食育・地産地消は、それぞれ計画に基づき推進に努め、食育では、「手づくりごはん楽校（がっこう）」、「モウモウ体験」、「キッズ探検隊」を実施いたします。地産地消では、「食の中札内産推進パートナー登録制度」を推進するほか、「粋匠品（すいしょうひん）・食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリーを実施し、中札内産食材を使った商品の普及に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開ですが、堆肥化处理施設において、牛ふんやでんぷん残渣物等の適正処理と良質な堆肥づくりを促進してまいります。

また、これまでの営農活動支援に替わる「環境保全型農業直接支援対策事業」において、化学肥料・農薬の低減と緑肥の作付を組み合わせた取組みなどを行う農業者を支援してまいります。

農業の持続的発展や経営基盤の安定化に資する土地改良事業であります。国営畑地かんがい排水事業札内川第二（二期）地区では用水路の敷設工事、道営担い手畑総事業札内川左岸地区では、客土・除レキ・暗渠整備がそれぞれ施工されます。

「農地・水保全管理支払交付金」は、共同活動支援が平成23年度までとされておりましたが、内容が一部見直され、平成24年度から28年度までの5年間継続されることとなり、これまで同様の事業活動が8地区において取組まれます。

昨年指定された「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」は、規制緩和や税制優遇など地域活性化策が支援されることから、「フードバレーとかち」構想の推進と併せて、帯広市と連携し、取進めてまいります。

グリーンツーリズムの推進は、都市と農村のネットワークづくり、安全・安心な食を通じた消費者と生産者の信頼関係の構築などを図るため、住民団体による活動を支援するとともに、南十勝の町村と連携してまいります。

豆資料館は、楽しめる資料館として企画事業の推進と、収穫体験など食育の取組みを実施してまいります。

畜産関係では、畜産環境整備リース事業に助成するとともに、家畜自衛防疫組合の防疫事業に対し支援してまいります。

また、昨年実施した牛サルモネラワクチンの助成については、現在ワクチンの供給体制が整っていないことから予算は計上しておりませんが、入手の見通しが立った時点で、助成を再開したいと考えております。

大規模草地育成牧場については、入牧頭数の減少と、飼料・資材の高騰により厳しい経営環境にあります。指定管理者である農協と連携して、安全かつ効率的な管理運営に努

めてまいります。

林業関係では、村有林・民有林整備については、森林施業計画に基づき、森林環境保全整備事業により除間伐、地拵、植栽、下刈を実施してまいります。

商工振興関係ではありますが、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化について商工会と連携して取り組んでまいります。

消費生活対策では、多様化している消費者被害に対応するため、引き続き消費者協会に委託して消費生活相談窓口を開設し、定期相談を実施してまいります。

また、北海道消費者行政活性化事業が1年延長されましたので、啓発用備品の整備等に活用してまいります。

観光振興関係ですが、道東道が開通し、本格的な観光シーズンを迎えることになりますので、「とかち魅力発信キャンペーン」と連携した情報発信を行い、道央圏、首都圏からの観光客の入込を目指してまいります。

また、拠点である道の駅は、指定管理者である商工会やテナント会と連携し、適正な管理に努め知名度の向上と観光入込数の増加を目指してまいります。

札内川園地は、自然体験など体験できる観光を目指し、新たなバンガローの活用促進を含め、積極的な情報発信を行ってまいります。

花づくりの推進では、「花フェスタ2012」を、本年度も実行委員会主催により開催するほか、花づくりやガーデニング愛好者の増加をめざし、引き続き「花づくりガーデニング講座」を実施してまいります。

花づくりの担い手として、2年目を迎える「花のまちづくり推進員」は、花の育苗・管理、花壇のデザイン等の実地研修等を中心に本村の花づくりに関連した業務を担ってまいります。

第5の柱は、「安心の生活を育むまちづくり」であります。

本村の豊かな自然環境や農村景観など、恵まれた資源を守り育てていくため、適正な管理と保全に努めるとともに、村民や企業が景観形成に対して積極的に取り組むための環境づくりや支援制度の拡充を図るなど、景観意識の向上と美しい景観づくりに取り組んでまいります。

地球温暖化対策ですが、21年度から計画的に実施している街路・防犯灯の省エネ電灯への交換、住宅用太陽光発電システムの導入助成を継続してまいります。

防災体制ですが、防災倉庫の建設、防災計画の見直し、防災マップの作成、防災無線のデジタル化に着手し、災害への備えを強化してまいります。

消防、救急体制の確立ですが、消防広域化の協議に積極的に参加するとともに、19市町村による消防救急デジタル無線の整備を推進します。

開発事業関係ではありますが、帯広広尾自動車道・中札内大樹道路の整備促進、大樹・広尾間の早期事業化に取り組んでまいります。

中札内橋の架け替えについては、旧橋の改修と歩道橋の撤去が実施され、24年度内に完了する予定となっております。

道道静内・中札内線は、引き続き現道の適切な維持管理対策が講じられるよう、現地調査を行いながら中札内地域活性化対策協議会に意見反映するとともに、「道道静内中札内線対策会議」及び北海道との連携を保ちながら要望を行ってまいります。

道路整備関係ではありますが、興和・元更別東4線道路舗装整備工事、上札内・元更別54号舗装工事及び保育所建設に伴う鉄道記念公園通り改良舗装工事を実施するとともに、

戸蔭大橋耐震補強工事は、道営農道整備特別対策事業で実施してまいります。

村道の維持管理では、道路維持・除雪業務については、引き続き一括民間委託により実施してまいります。

また、未除雪路線における春の融雪対策としての除雪は、農地・水保全管理支払交付金事業による実施や、地域での共同作業も促進してまいります。

河川管理関係であります。明渠排水路は、各行政区及び河川愛護組合の協力を得ながら適正管理に努めるとともに、農地・水保全管理支払交付金事業の実施地区については、可能な地区は事業の活用により、法面などの草刈や泥上げなどを実施し、効率的かつ良好な維持管理に努めてまいります。

公園緑地の管理であります。引き続き一括業務委託を行い、公園内のスポーツ施設については、教育委員会との連携を密にし、適切な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策であります。地域の持続的な発展やまちづくりの活力維持のため、引き続き最重要施策の一つとして移住・定住促進対策を積極的に推進し、景観に調和した中札内らしい個性ある居住空間を創出するため、中札内スタイル住宅の普及をめざし、支援施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

また、既存の一般木造住宅の耐震化を促進するため、既存住宅耐震改修事業により助成してまいります。

村営住宅整備事業であります。ときわ野団地1棟8戸を建設し、建て替えのため既存住宅の札内団地2棟の取り壊しを行います。

また、公営住宅ストック総合活用計画の基本方針を基に既存村営住宅の基礎調査を実施し、団地ごとの居住性向上改善計画や大規模修繕計画を盛り込んだ公営住宅長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

水道事業であります。継続事業として簡易水道施設では、中札内地区高区配水池の流量計整備交換や水位計整備、営農用水施設の中島浄水場では、原水流量計やろ過水検水ポンプなどの機器更新事業を実施してまいります。

中島浄水場は本年度より、南札内浄水場での遠隔監視に切り替え、無人化による効率的な維持管理を図りながら、生活用水及び事業用水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業であります。河川の水質維持及び水洗化の普及促進に努めるとともに、下水道施設は引き続き指定管理者制度により、効率的かつ良好な維持管理に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置整備助成は、新築住宅に限定しながら、生活環境の向上や環境負荷の軽減対策に加え、定住促進施策として、引き続き助成してまいります。

交通安全・防犯対策ですが、交通安全施設の点検・整備や関係機関、団体、地域との緊密な連携による交通安全期別運動などに取り組んでまいります。

また、防犯対策については、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や児童・生徒を狙った凶悪事件などの防止のため、広報やメール配信による啓発や行政区・団体の協力をいただきながら、登下校時の巡回等を強化し、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

以上、平成24年度の村政に臨む所信の一端を申し上げましたが、村民の皆様が安心して心豊かに暮らせる村づくりと、中札内村の限りない発展のため、村民の皆様と力を合わせて全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 1時間以上経過しましたので、暫時休憩いたします。

11時30分から再開したいと思います。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（高橋和雄君） 揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、杉江教育委員会委員長。

（杉江茂教育委員長登壇）

○教育委員長（杉江茂君） 平成24年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、教育においては、東日本大震災の影響による社会システムの変化への対応や、長期的な景気低迷などの時代の荒波を乗り越え、地域の持続的発展や新しい時代を築き上げていく、先見性・創造性・チャレンジ精神に富む人材を育成する必要があります。

また、村民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学習機会を自由に選択して学ぶことができ、その成果を活かす環境づくりを進めていくことが大切です。

教育委員会は、こうした認識の下、確かな学力や豊かな心、たくましい健康・体力など、子供たちが自立して共に生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成するため、「協働のまちづくり」の観点を踏まえ、中札内村共育の日「共育宣言」の実践を柱に、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育的機能の連携・協力による、自主的・自律的な活動を主体とした総合的な教育行政の充実に向け、引き続き努力してまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

学校教育では、子どもが学ぶ意欲を持ち続け、生き生きと学習に取り組み、確かな学力を身に付けることと、心豊かで心身ともに健康で逞しく生きていくために必要な資質や能力、いわゆる「生きる力」を育むこと、そして、ふるさとの良さや多様な生き方を学び、時代の新しい課題に対応する能力を育むための教育活動の充実が大切です。

新年度も「中札内村学校教育推進基本指針」の基本目標である「豊かな人間性を育む」ことを重点に取り組んでまいります。

一つめの重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

まず、「生きる力」の知的側面である「確かな学力」の向上を図るため、子どもの学習状況に応じ、「わかった」「できた」という結果を明確にした集中力のある授業の充実や、家庭における学習習慣の定着が大切です。

そのため、教師の授業力向上や学習教材の整備充実、細やかな指導体制による少人数学級や習熟度別学習、長期休業中の学習支援、家庭学習習慣化などに取り組んでまいります。

中学校においても新年度から新学習指導要領完全実施年になることから、各教員の専門性を生かした体制の充実と、対応する教材の整備を行います。

教育研究所の取り組みでは、子ども一人ひとりの学力を客観的に把握し、指導に生かす研究・提言や教育実践講座の開催など、指導主事との連携により教職員の研修機会のさらなる充実を図ってまいります。

学校教育振興会では、学校間の連携の下、教職員の相互交流や研修の実施、児童生徒への舞台芸術鑑賞機会の提供や陸上大会の開催など、学校教育の充実に努めてまいります。

次に、「社会の変化に対応する力を育成する教育」では、子どもが自己の良さや可能性に気づき、夢や目標に向かって、よりよく生きていこうとする逞しい力を身に付けるための取組みを推進してまいります。

主な取組みとして、英語講師の各学校への派遣による小学校での新学習指導要領の外国語教育実践と各学校段階での英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、アメリカ・エルマ市との国際交流派遣事業の継続を行い、事前研修の取組みは教育課程に位置付け、総合的な学習の時間で中学校第2学年全生徒を対象として行い、派遣生徒以外の生徒も含めた授業として、国際理解教育の実践を行います。

また、情報教育の充実のため、中学校の教材パソコンを一人1台に増設するとともに、ICT機器の活用をより一層推進し、時代や社会に対応する力の育成を図ってまいります。

次に、「特別支援教育の推進」では、子どもが自らを見つめ、自分の生き方を考えていく「自立性」や、将来、積極的に「社会参加」するために必要な知識や技能等を身に付けるため、障がいのある児童生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な学習計画を作成するとともに、学習活動や生活指導支援のため、中札内小学校と中札内中学校への特別支援補助員の配置を継続します。

また、幼児期からの就学に向けた支援のため、庁内連携による特別支援連携協議会の機能強化、特別支援学校である中札内高等養護学校との連携や、道教委の特別支援巡回相談事業の活用など、支援体制の充実を図ってまいります。

二つめの重点目標は、「豊かな心と健やかな身体の育成」です。

まず、「地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育」では、子どもたち同士はもとより、学校支援ボランティアなど、地域の人々の力添えと施設等の活用により、豊かな人間性や社会性を養う交流や体験の取組みを行います。

また、子どもの願いや思いを受け止めるため、学校・PTAとの連携や特別支援連携協議会での情報交流、スクールカウンセラーの配置等による相談体制など、いじめや不登校等を生み出さない支援体制を継続します。

学校教育では、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育むなど、教育活動全体で取り組む道徳教育の充実や道徳の時間の授業力向上のため、教職員の道徳公開授業研究会等への参加を継続します。また、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、朝読書のための学校図書館の充実、村図書館との連携による読書活動を推進します。

次に、「健やかな身体の成長を促す教育」では、発達段階に応じた健康や体力の向上を目指した運動、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立を図っていく必要があります。

このために、健康・体力の向上を目指した運動や遊びに親しむ体育事業の充実、小学校における万歩計を用いた「子どもウォーキングチャレンジ事業」に取り組むとともに、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る運動部活動やスポーツ少年団活動の支援に努めてまいります。

また、心身の発達に関する教育の充実のため、学校ごとの食の指導計画に基づく給食指導や食育授業の充実のため、関係機関との連携を図ってまいります。

三つめの重点目標は、「信頼される学校づくり」です。

まず、「開かれた学校づくり」では、「学校だより」により、外部への情報提供を行うなど、学校の説明責任を果たすとともに、地域の学校に対する要望等を取り入れるなど、相互に信頼関係を築いていく必要があります。また、自己評価と外部評価による学校評価を実施し、その結果と改善策を公表し、保護者や地域住民の意向が学校教育に反映されるよ

う取組んでまいります。

また、学校評議員制度の効果的活用を図り、保護者や地域住民が学校経営に参加する体制を充実させ、「地域との協働による学校づくり」を進めてまいります。

次に、「特色ある学校づくり」では、地域の特性を生かし、地域の自然や伝統文化、芸術活動を生かした教育活動のため、総合的な学習の時間の充実など、学校ごとの創意ある教育課程の編成に努めます。

また、異校種間の教職員及び子どもの交流活動を行い、仲間づくりや他校活動の理解と教育活動の充実を図ってまいります。

「学校力の向上を図る学校づくり」では、知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちが生き生きと学校生活を送ることのできる環境づくりを行います。

学校運営では、管理職のリーダーシップによる、自主的、組織的な学校づくりの推進や教職員の資質能力向上のための教職員評価制度の活用、新しい時代に対応する視野の拡大、専門性や実践的指導力向上を図る校内研修や各種研修事業への参加を促します。

また、教職員が地域理解を深めるとともに、地域活動への積極的な参加を奨励してまいります。

四つめの重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

まず、「地域で子どもたちを育てる環境づくり」では、共育の日の実践を柱とし、地域、家庭、学校が一体となったネットワークづくりや学校支援ボランティアの活用、大人と子どもの交流事業などを実施してまいります。

また、子どもたちの健全育成に献身的に尽力された個人・団体に対して、表彰を行ってまいります。

次に、「学社融合による教育活動の推進」では、地域にある教育力の積極的な活用を図るため、学校とPTA、子ども会、教育関係者などの連携により、自然体験や社会体験等の活動への参加を促し、「生きる力」を育む活動の推進と環境づくりをさらに進めてまいります。

以上、「中札内村学校教育推進基本方針」に基づく重点事項について申し上げました。

次に、「学校施設整備」では、中札内中学校の環境改善を主とした大規模改修事業を視野に、新年度は基本設計を実施し、学校関係者、保護者等との意見交換を通じて改修計画の概要や工事スケジュールの設定など、事業実施に向けた基本的な方向性をまとめてまいります。

「教育支援事業関係」では、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して助成している就学援助を、新年度から、これまで行ってきた学用品・給食費・修学旅行費の助成に、クラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費を加え拡充してまいります。

中札内中学校卒業生の高校修学にあつては、経済的支援を引き続き継続します。

「永井明奨学基金」は、永井氏の遺志を最大限に生かすため、今後一層の活用推進に努めてまいります。

「スクールバス運行」については、利用する児童生徒のために、安全で効率的な運行に努めるとともに、住民の日常生活利便のため、引き続き余席利用による混乗を行ってまいります。

次に、「学校給食」ではありますが、地場産の素材を使ったふるさと味覚給食や季節ごとの行事食の提供を継続し、食の安心・安全に配慮し、児童生徒が楽しみにする給食メニュ

一の提供に努めてまいります。

また、豊富で多様な地場食材への理解と愛着を深めるため、より一層地場産食材の使用に努め、生産者との交流の場を設けるとともに、栄養職員の学校訪問による食の大切さや栄養に関する指導を行い、食への正しい理解活動に取り組んでまいります。

社会教育では、村民が豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学習機会を自由に選択して学ぶことができ、その成果を生かす環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域全体の再生や連帯感が求められている今日、社会教育の充実が最も重要な時期と考え、「第6期社会教育中期計画」に基づき、社会教育基本目標である「生き生きと学びつづけ、人間性豊かな地域づくりをすすめる生涯学習の推進」の実現に向け、村の豊かな自然環境や地域資源、美術などのよき文化を活かしながら、子どもはもちろん、村民すべてに豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、芸術・文化、スポーツ振興活動など、多様な学習や活動を展開してまいります。

「少年教育」では、各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、自立心、責任感、他を思いやる気持ちなど、健全な心身の育成を図ります。

「通学合宿」は、異年齢集団での共同生活を通して、困難に耐える力や家族への感謝の気持ち、自らの責任感を育むこと、そして、家庭での学習や読書、運動など、望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に、小学4年生から6年生を対象に実施いたします。

「生き生き自然体験隊」は、南砺市との交流の中で、視野の拡大や、自ら考え、判断できる力を育むことを目的に実施しておりますが、平成24年度は南砺市福野地域から小学5・6年生を迎え入れます。

また、小学校3・4年生を対象としたジュニアアウトドアスクールは、自然体験活動や集団生活の中での規律について学ぶ機会として実施いたします。

「青年教育」では、同世代の仲間との交流を深め、次代のまちづくりを担う重要な世代であることの自覚を促し、地域活動にかかわりをもつための体制づくりを目的とし、「ジュニアリーダーコース道東」への参加支援や、村が実施する社会教育事業への参加などを促してまいります。

「成人一般教育」では、「村民かるてっく事業」による地域課題に対応した学習機会の提供と、自主的学習活動への支援を行うとともに、「社会教育活動振興奨励事業」による社会教育団体の自主活動や生涯学習活動の活性化に努めてまいります。

また、地域の人材や指導者の育成・発掘に努め、学校教育活動を支える活動を促してまいります。

「高齢者教育」では、生きがいを感じ心身ともに充実した生活を送るため、「ポロシリ大学」による学習環境の提供や、豊かな経験や知識を活かし、若年世代との交流の中で、これまで学んできたことを還元する社会参加の機会を確保し、家庭や地域で孤立することなく、高齢者が生き生きと輝いた毎日を送れるよう、多様な学習や参加の機会提供に努めてまいります。

「家庭教育」では、家庭での三つの約束の取組みの継続や家庭教育講演会を通じて、家庭での教育力向上を目指してまいります。

また、「地域教育力」の向上では、3回目となる「中札内村共育の日セレモニー」を、より効果的な取組みとなるよう、地域・保護者・学校との連携により実行委員会を組織し、より多くの村民の皆様の関わりの中で取り進め、家庭教育力の向上はもとより、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めてまいります。

「芸術文化」では、郷土芸能や文化団体の活動の活性化と後継者育成支援に努めるとともに、「アートのかつくり」のため、優れた芸術文化にふれる鑑賞機会の充実を図ってまいります。

村民文化活動は、興味・関心の多様化が進むことにより、文化連盟各団体の会員の減少、後継者不足が深刻化しています。

子どもと一緒に活動をする機会の提供など、幅広く村民の創作意欲を醸成する機会の提供に努めてまいります。

また、文化祭を始めとし、芸術鑑賞会アミューズ・シアターや、学校舞台芸術鑑賞の広域連携による機会拡充を行うなど、芸術文化の鑑賞機会を提供してまいります。

平成24年度は、第9回全国絵画公募展「北の大地ビエンナーレ」の募集年度となります。小さな村が全国に発信する文化事業として、村のイメージアップや文化のまちづくりに寄与できるよう、住民主体の実行委員会を主体とした活動を進めてまいります。

「文化財保護」では、郷土に対する理解を深めるため、次代に伝えるべき重要な文化財の保護に努めるとともに、からまつ館郷土資料の活用を検討してまいります。

また、アイヌ文化に関する名勝指定候補地である十勝幌尻岳の名勝指定に向け、帯広市との共同で要請活動を行ってまいります。

「図書館事業」では、情報の収集や自己の学習の場として、そして、いつでも気軽に利用できる生涯学習の場や情報発信の源となるよう、蔵書や図書館事業の充実など、一層のサービス向上に努めてまいります。

また、「中札内村子どもの読書活動推進計画」の具現化のため、読書推進協議会構成組織の連携により、学校図書館や保育所、学童保育での読書活動支援に取り組んでまいります。

「社会教育施設の整備」では、新年度は公民館の耐震補強を主とした実施設計を行う年であることから、公民館としての機能の見直しや地域活動の拠点施設、地域活性化の観点から、地域の皆さんとの意見交換を通じ、具体的な設計内容をまとめてまいります。

「スポーツ振興」では、健康増進や余暇活動としてのスポーツを通じたコミュニケーションづくりの環境の創出・整備を進めてまいります。

年間を通して気軽に取組めるスポーツや、誰もが楽しめるレクリエーションスポーツを取り入れ、活力ある生活を送るための健康維持・向上を図り、村の医療費軽減に寄与するなど、成果として現われる生涯スポーツの振興に努めてまいります。

そのための新たな核として捉えている「総合型地域スポーツクラブ」は、新年度設立のため、現在、会員の募集を行っておりますが、より多くの村民の皆様の参加をいただき、充実したサービスを提供できるよう、しっかりとニーズを把握した活動を展開し、クラブのより一層の充実に努めてまいります。

「中札内交流の杜」は、今年度も日本ユースサッカー選手権大会U-15の大会会場としての誘致に取組み、全国へ中札内村を発信するとともに、村内外のスポーツ交流と文化活動促進のため、良好な施設の維持管理と合宿誘致や利用推進に力を注ぎ、村経済の活性化に寄与するとともに、村民のスポーツ・文化活動施設としての利用増進に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政執行に関する主要方針について申し上げましたが、村民の信頼と期待に応え、活力ある教育行政を推進するべく教育関係者と連携を深め努力して参ります。

議会議員並びに村民の皆様、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは、暫時休憩をして、午後１時から再開をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時００分

○議長（高橋和雄君） １時になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

行政執行方針。

続いて、山田農業委員会会長。

（山田英雄農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（山田英雄君） 平成２４年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

我が国の農業・農村は農地の減少、農業者の高齢化などにより危機的な状況になっています。この厳しい状況を打開して、食と地域の再生を図るため、国において、「新たな食料・農業・農村基本計画」が見直され、昨年、「農林漁業の強化に向けた基本方針と行動計画」を作成しました。

方針では、次世代を担う農林漁業者が、安心して農林漁業の再生に取り組めるような新しい農林水産行政を推進するとされ、食料自給率を５０％まで引き上げることを目指しております。

しかし、政府は昨年１１月にＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）参加に向け協議入りを表明、１月からは事前協議を進めてきています。

これに対し、農業界は日本の農業が壊滅する危機ととらえ、反対運動を展開しており、特に北海道は食料生産基地であるため、その影響は大きく、農業者にとどまらず消費者や商工業者にも反対の声が広がっています。

また、農地政策を取り巻く情勢では、平成２１年に農地法等が改正され、貴重な資源である農地の確保を図るため、地域との調和に配慮した権利の取得、権利を有する者の適切かつ効率的な利用、賃貸の規制の緩和、農地の相続等の届出制度の創設、農地転用規制の厳格化、標準小作料の廃止と賃借料情報の提供など、より効率的な利用を促進することとなり、農地制度の運用にあたる農業委員会の役割が、これまで以上に重要になり、業務も増加することとなりました。

本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取組みを進めてまいります。

以下、平成２４年度の主要な業務について申し上げます。

担い手への農地の確保・効率的利用について。

村の基幹産業である農業を振興し、食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を図るため、かけがえのない農地を良好な状態で次の世代に継承することが農業委員会としての基本的かつ最も重要な責務であります。

このため、農地法等法令業務の厳正・的確な推進と併せて、認定農業者等の担い手に対

する農地の利用集積の推進、土づくりや土地改良事業の促進のほか、農地パトロールによる実態把握と、利用調整の実施により、遊休農地の発生防止対策を強力に推進してまいります。

担い手に対する農地の利用集積は、担い手の経営発展を側面から支援するものであり、農地の利用調整活動にあたっては各種制度の活用には十分配慮しながら、自作地化を基本に農地の流動化と集団化を一体的に推進してまいります。

賃貸借農地については、貸付期間満了時に土地所有者に対し売買を働きかけ、可能な限り自作地化を推進するとともに、賃貸においては経営の安定及び地力維持・確保のため、期間の長期化を推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、担い手確保が不可欠であり、後継者の育成とその配偶者対策については、農業担い手育成センターを中心に関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し、対応してまいります。

認定農業者の育成と支援については、地域担い手育成総合支援協議会の構成団体として、農地や金融など関連制度に関する相談や啓発活動を通じて推進してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の老後の生活をサポートするとともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、特に国の政策支援を受けられる農業者を重点として、啓発や相談活動に努めながら加入を促進してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業・農業者の公的代表機関である農業委員会として、農業者の意見や要望等を行政等関係機関に伝えるため、意見の公表や建議等の取り組みを行うなど、地域に根ざした農政活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業に関連するさまざまな情報を提供するとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの内容充実とホームページの活用にも努め、情報提供を行ってまいります。

地産地消や食育の推進について。

「中札内村食育推進計画・地産地消推進計画」を基本に、生産者と消費者の結びつきを強め、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」の推進や、生産を通じて健康で安心な食生活を実現するための、村、教育委員会、学校、地域、団体など、さまざまな場における「食育」の取り組みを、側面から支援してまいります。

都市と農村の共生・交流の促進について。

村の持つ魅力ある資源を生かし、農業や農村・自然体験を通じて交流を促進し、都市と農村が共生する社会の形成と、農業や地域の振興につながるよう、村や住民組織によるグリーンツーリズム推進等の取り組みを支援してまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員数の減少や職員の兼務化など組織の効率的な運営が進んできましたが、一方では農地の権利移動や農地転用許可等に係る事務について、これまで以上に農業委員会における法令業務の厳正、的確な執行が求められていることのほか、改正農地法等の施行に伴

う業務の増加、農業委員会の活動計画の策定、点検・評価結果の公表・報告などが加わり、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、北海道農業会議や十勝農業委員会連合会、南十勝農業委員会連絡協議会等が行う各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民みなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで、各執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 報告第1号 「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての請願書

○議長（高橋和雄君） 日程第8、請願第1号、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての請願書を議題にいたします。

ただいま議題となっております請願1件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願います。

◎日程第9 議案第1号 中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定について

○議長（高橋和雄君） 日程第9、議案第1号、中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、下水道施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 議案第1号、中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定について、補足説明いたします。

中札内村下水道施設の指定管理者の選定にあたっては、地方自治法第244条の2、第3項及び中札内村公の施設に係る管理者の指定手続き等に関する条例第2条に基づき、12月29日から1月30日まで公募を行い、2社からの応募がありました。

2月7日の選定委員会において、2社からのヒアリングを実施し、審査の結果、有限会社山田産業を選定し、平成24年1月1日から5年間、指定するものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 1 号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで質疑を終わります。
議案第 1 号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第 1 号、中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第 10、議案第 2 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、職員の給与の支給に際し、法律により特に認められたもののほか、控除することができるものを定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。
詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） それでは、補足してご説明申し上げます。

職員の給与の支給は、地方公務員法第 25 条において、給与支給 3 原則が規制されており、その一つに全額払いの原則があります。

ただし、所得税法及び地方税法に基づく税や、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合に納付すべき共済掛金等については、特例として給与から控除することが認められております。

これら法律により、特に認められたもののほかは、条例において定めなければなりませんが、本村においては、これまでその定めがなく、職員団体との協議により、いわゆる天引きを行っていたため、今回、条例で定めようとするものでございます。

条例に第 2 条の 2 を追加して、控除できるものとして、第 1 号から第 6 号までに掛けられるものとしております。

具体的には、主なものとして、北海道市町村職員福祉協会の掛金、職員会等の親睦団体の会費、職員組合費、団体扱いの生命保険、財形貯蓄、共済組合等貸付金の償還

金などとなっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ただいま、改正する理由につきましては理解をいたしました。が、今までも第2条の2に掲げる、それぞれ1号から6号までにつきましては、控除していたというふうに思うのですが、今回、改めて規定しなければならないという理由が、特段何かあったのかどうか。

その辺だけ1点聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 北海道からの指導によるものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第3号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日に公布、同日施行され、並びに「地方税法の一部を改正する法律」が12月14日に公布、同日施行されたことに伴い、本条例の一部

を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー１５番、議案関係資料の２ページをお開きください。

村税条例の一部を改正する条例の改正概要について、説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正及び新法制定に伴い、村税条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律関係です。

１点目のたばこ税の税率の引き上げですが、法人実効税率の引き下げと財源確保のための課税ベースの拡大に伴い、都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県のたばこ税の一部を市町村たばこ税に委譲しようとするもので、平成２５年４月１日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから、１，０００本につき６４４円を引き上げ、５，２６２円とするものであります。

なお、都道府県たばこ税については、逆に６４４円引き下げられますので、税額総体に変更はございません。

また、旧三級品たばこに係る税率も同様に、１，０００本につき３０５円を引き上げ、２，４９５円とするものであります。

２点目の退職所得に係る個人住民税の１０％税額控除の廃止ですが、現在実施している退職金に係る個人村民税の１０％税額控除を平成２５年から廃止しようとするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律関係で、３点目の雑損控除対象期間の延長ですが、雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に、災害の止んだ日から１年以内としていた対象期間を３年以内に延長するものであります。

なお、本条項は、昨年６月定例会における税条例の一部改正時に追加した条項の改正となっております。

次に、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律関係で、４点目、個人村民税の税率の特例ですが、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源として、平成２６年度から平成３５年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の標準税率について、５００円を加算するものであります。

次に、施行期日であります、退職所得に係る個人住民税の１０％税額控除廃止については、２５年１月１日。

たばこ税の税率の引き上げは、平成２５年４月１日。

他の条項については、本改正条例の交付の日から施行するとしております。

次に、資料の３ページから５ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 今、説明をいただいたのですが、改めて、なかなか難しいのでお聞きしたいのですが、（1）のたばこ税に関してなのですが、国としての税収は変わらないけれども、それが道なり市町村に入ってくるこの割合が変わるから、中札内村に入ってくるのは、税収として増えるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） たばこの販売価格に占めるそのたばこ税の割合自体は、道のたばこ税と市町村のたばこ税、この合算額については税額としては変わらないわけですから、基本的には総体の税額としては変わっていないわけです。

あくまでも、都道府県と市町村との配分を財源調整したということだけですので、その総体の税額自体は一切変わらないということでございます。

村の分としては増えるということによろしいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

大変難しい問題で。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 関連して、村が増えるのですが、ちょっとよくわからないのは、25年の4月1日からということであり、交付の日からも施行すると書いてあるのだけど、これは具体的にいつからなのか。

これに伴って、今回、補正予算でも大分増えていますよね。

これとの絡みで増えてきているのかな。

その辺をちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回の税条例の一部を改正する条例自体の基本的な施行日は、交付の日から施行するというふうになっておりますが、その他の規定で、それぞれの改正の項目については、それぞれ施行日を定めているということになっておりまして、このたばこ税の分の引き上げについては、25年の4月1日からの販売されるたばこからということになります。

ということは、25年の4月1日から施行日ということになります。

今回提案している補正予算とは一切関係はございません。

なぜかという、25年の4月1日からの部分ということなので、今回については関係ないということになります。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） あと、（3）のところなのですが、これもちょっとこの文章だけの説明ではなかなか難しいなと思うのですが、具体的に、例をあげるとして、住宅ローンを組んだときに、そのローンの税額控除を受けていた人が、今回の震災なんかで家がだめになって、新たに家を建てる、ローンを組むときにも引き続きその税額控除されて、前回、税額控除されていたのをそのまま引き続きやりますよというそういうことなのではないでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 資料の（３）の雑損控除等に係る災害関連施設の対象期間の延長の特例というのは、昨年の６月の定例会で、本条例の附則に追加をした項目でありまして、東日本大震災における災害等の関連経費、その分について雑損控除と認めるという項目を追加したものでございます。

ただ、３月１１日以降、当初は１年間ということで、１年間の間に発生するさまざまな費用、例えば、住宅の話が出ましたけども、住宅を復旧する前に、その整地をしたりだとか、そういったさまざまな費用が災害関連に係るわけです。

その費用を１年間に限り、雑損控除、つまり、控除することができるというふうにしていたのですが、まだそれを１年間ではまだ全てを出しきれないということがございますので、国の方でこれを３年まで延長しようということで、今回の法律の改正があり、本村の条例についても併せて改正をするという措置を取ったところでございます。

住宅ローン自体とは、このものについては、この改正については関係がないということになります。

○議長（高橋和雄君） そのほか。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
議案第３号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第３号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４号 中札内村乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第１３ 議案第５号 中札内村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第１４ 議案第６号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第１２、議案第４号、中札内村乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１３、議案第５号、中札内村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１４、議案第６号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布されたことに伴い、児童福祉法が一部改正され、平成24年4月1日に施行されることから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料の6ページから8ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、児童福祉法の一部改正により、入所施設と通所施設の区分が明確化され、本条例で規定されている、三つの条例で規定されている知的障害児通園施設につきましては、通所による支援を行う施設である法律上児童発達支援センターに一元化されております。

6ページの乳幼児等医療費特別給付金条例、7ページの児童医療費の助成に関する条例、8ページの重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に、それぞれこの施設が規定されておりまして、括弧書きの知的障害児通園施設に通所している者を除く部分を削除し、文言の整理を行うものであります。

なお、乳幼児と重度心身障害者の条例のそれぞれ規定されている小規模住宅型児童療育事業についても、事業名称が改正されておりまして、小規模住居型児童療育事業と文言の整理を併せて行っております。

また、三つの条例ともに、施行期日は、児童福祉法の一部改正施行期日と同じ平成24年4月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、3件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第7号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「所得税法等の一部を改正する法律」により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分について、廃止による保育料に影響を与えないよう調整するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー15、議案関係資料9ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

中札内村保育所条例の別表1の備考欄3について変更するもので、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により、廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による徴収金、保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2により計算された税額を調整するものとするを追加いたしまして、以下の語を繰り下げるものでございます。

なお、施行期日は、平成24年4月1日としております。

今回の改正は、保育料の算定する際の基礎となります所得税額を決定する際に用いられます扶養控除についてでございますが、これが地方税法、所得税法で改正がありました。

保育料は、所得税の額によって保育料が決定いたしますので、扶養控除の減額によりまして、所得税額が変更になり、保育料が増となる可能性が想定されます。

そのことから、この改正がないものとして、扶養控除を変更しないものとして調整しようとするものでございます。

ですので、現在、中札内保育所の入所者で言いますと、所得の変化がないものとした場合、今回の改正により、現在入所している120人のうち、もし、この条なければ、うちの場合、本村では軽減措置はありますものの、68人の方が影響出るとっております。

この人たちが影響出ないように、前と同じような控除額を用いて算定しようとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） この子ども手当が入ったことによって、まず1点目、ちょっと単純に聞きたいのは、子ども手当が課税所得の対象となるのかどうか。

子ども手当というのは交付されますよね。

それになるのでしょうか。

それによって、多分、所得税が上がるという形になって、そして、所得金額が多くなることによって、それに対して、今までは子どもの控除額としてありましたけども、それが廃止になることによって、税額が決められてくると思うのですよね。

子ども手当については、そのことを防ぐために調整されるということはわかりましたけども、それに伴って、課税所得とならしたら、住民税ですとか健康保険税にも影響があると思うのですけども、そういったことに影響があるのかどうか、ちょっとその点もお聞きしたいです。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、保育料の関係のところ、今回のこのもともとの関係の、そうした子ども手当だとか、それから、高校生までの費用だとかというそういう子どもに関するお金や何かが出るような形になりました。

ただ、それが所得になるかという、所得にはならないという判断になっております。

ただ、扶養控除というところの部分、それから、その控除の部分のところ、その対象や何かが変わっております。

実際変わりましたのは、所得税法で言いますと、16歳未満の年少の扶養親族に対する扶養控除というものがなくなりました。

そして、16歳以上19歳までの部分について、前までは上乗せの25万円というのがありましたけれども、それもなくなりました。

ただし、控除額としては、全体的に38万円控除しますよという控除額自体が変わりました。

そういうことですので、所得からこの保育料を算定する際に、控除される額が全体的に幾らかずつ変わってしまいましたので、それで今回、この変わらないような状態にして、もう1回積算し直してということになりますので、そういう意味での今回の改正という形になります。

あとのもう1点の全体的なものが所得となるのかという判断につきましては、今言いましたこの子ども手当の分については、私どもの方の判断として所得にならないという、そういうふうになっております。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 子ども手当に関しては、所得にはなりませんし、住民税、国保税にも影響してこないものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） わかりました。

子ども手当は所得に関係ないので、所得課税にはならないということがわかりましたけれども、やはり控除、今まではされていたのがされなくなってくると、やはりこの住民税ですとかいろいろな健康保険税に関係してくるのではないかなと思うのですよ、私。

思うのですけれども。

たまたま保険料だけが今取り上げられていますけれども、保険料のほかに、いろいろ私は関係すると思います。

それで聞きたかったのです。

ここではたまたま保育料だけを調整をするということのこの法案なのですから、そこら辺私の考えは間違っているのかということで質したいのです。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 確かに所得税、住民税では控除額が減っておりますので、当然その分も増えますし、国保税にも影響してくると思います。

ただ、国全体の制度として考えたときに、子ども手当というのは従来受けていた児童手当よりは、多少今下がったかもしれないのですが、その分が増えているというのが、どっちが増でどっちが減か。また、高校の授業料の無償のこともあって、特定扶養の控除とかを減らしていると思います。

その辺の増減は、今何とも言えないですが、確かに男澤議員が言われていますように、住民税、所得税には増えているというのが事実でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質問ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで質疑を終わります。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号 中札内村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第8号、中札内村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定を受け、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 補足説明を申し上げます。

議案関係資料黒ナンバー15番の11ページをお開きください。

今回の改正内容は、土地改良法が改正され、同法土地改良事業の準用規定第96条の4に1項が加えられたことを受けて、第96条の4第1項に改められたことにより、条例第1条及び第4条中の第96条の4を第96条の4第1項に改めるものです。

また、市町村事業の手続きに関して、都道府県知事への協議が報告に改められたことに伴い、法第96条の4中、第49条の急施の場合の災害のため、急速に土地改良施設の災害復旧を行う必要がある場合は、応急工事計画を定めて、都道府県知事への認可を受けて行うことができると定めた規定が削られまして、新たに、第88条急施の場合に、災害復旧を行う必要がある場合は、応急計画工事を定めて、その事業を行うことができるということを追加されたことを受けて、土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第4条、急施の場合の特例中、第49条第1項を削り、第88条第1項に改めるものでございます。

施行期日は、24年4月1日としております。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第9号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

大規模草地育成牧場の冬期舎飼の飼料確保のため、ポロシリ福祉会から購入する土地を、採草地として利用するため、改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 補足説明いたします。

黒ナンバー15番、議案関係資料12ページをお開きください。

条例の新旧対照表により説明いたします。

第2条、南札内牧場の面積変更であります。

このたび、ポロシリ福祉会から購入します上札内西1線323番ほか2筆、約3.75ヘクタールを採草地として南札内牧場に加え、飼料を確保し、経費の削減に努めようとするものです。

以上で、補足説明を終わります。

これで提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 9 号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 10 号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第 18、議案第 10 号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、村営住宅管理条例に係る現行の入居者資格を継続することとし、あわせて規定の整備を行うため、条例の改正をしようとするものです

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、補足説明をいたします。

黒ナンバー 15 番、議案資料 13 ページをお開きいただき、併せて、議案資料 18 番、その 2 をご用意いただきたいと思います。

いわゆる第一次一括法の公布により、これまで自治体が運用する村営住宅入居基準などを定めていた公営住宅法の一部が改正され、同居親族要件の廃止、入居者の心身の状況等を、特に居住の安定を図る場合の条例委任、入居収入基準の条例委任等の措置がなされ、自治体の裁量により、条例で運用基準を定めることとなりました。

今回の条例の改正ポイントは 2 点で、1 点目は、公営住宅法では、入居者の資格の同居親族要件が廃止されましたが、中札内村営住宅管理条例では、地域需要を考慮して、同居親族要件を継続することといたしました。

同居親族要件を継続する背景として、中札内村の住宅供給のこれまでの状況は、村営住宅は一部単身住宅はあるものの、民間活力による建設を促進し、一方で世帯向け住宅は村営住宅を整備し、供給する方向で公営住宅整備計画を進めてきており、村内の民間賃貸住宅は、世帯向け住宅が少なく、世帯向け住宅の供給は公営住宅が担っているため、今回の法改正により、同居親族要件を廃止すると単身者の入居が増加し、既存の住宅ストックが不足するということになります。

また、公営住宅は、住宅に困窮する同居親族を有する世帯への供給を大きな目的としており、同居親族の有無や家族数は住宅困窮度を計る上で重要な要素としてきましたが、こうした事情を考慮できなくなります。

さらに、同居親族要件を廃止した場合、高齢者や障がい者以外の一般単身者が新たに入居資格要件者となるため、入居希望が大幅に増加した場合、今後、高齢者や障がい者世帯の入居機会が狭まり、住宅ストック形成に大きな影響を及ぼします。

以上などの点から、真に住宅に困窮する者の居住の安定を図ることを基本としている福祉住宅としての公営住宅においては、今後も住宅セーフティネットとしての役割を発揮していくためには、住宅の困窮事情等を考慮した入居資格要件設定が必要であると考え、これまでの国の施行例に基づき、運用してきた同居親族要件を継続すべきとの判断に立っております。

改正ポイントの２点目は、公営住宅法では、同居親族要件が廃止されますが、前段の説明のとおり、村としてはこれまで同様に、特に居住の安定を図る必要があるものとして、運用するための根拠である公営住宅施行例第６条の入居資格要件を村営住宅管理条例の中で規則に委任するため、議案資料１８番、その２、村営住宅管理施行規則第３条に追加し、運用基準として規定するものでございます。

次に、公営住宅への申込可能な収入上限を規定する入居者収入基準については、今回の改正では、２５年度までの間、経過措置が設けられておりますが、平成２４年度におきましては、これまで定められていた従前の基準金額をそのまま置き換えて運用することとして、条例第６条第２号のイ、入居者が身体障がい者などの最良階層者の入居収入基準の上限を２１万４、０００円とし、同じく、同上口、災害等により住宅が滅失した居住者が入居する収入基準の上限を、これまでどおりと同じ２１万４、０００円としております。

同上ハの一般の入居者の収入基準の上限は１５万８、０００円とするものであります。

なお、この改正については、平成２４年度に限っての経過措置でありまして、今後示される政省令基準や地域事情を踏まえて、平成２５年度に向けて条例改正を行う予定としております。

今回の公営住宅法改正に伴う同居親族要件等の取扱いについては、北海道においても地域事情を踏まえて同様に継続することとしており、十勝管内全町村においてもこれまでの運用を継続するということになっております。

施行日は２４年４月１日からということになっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 議案第１０号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１０号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１０号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号 中札内村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

◎日程第20 議案第12号 中札内村公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第19、議案第11号、中札内村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第12号、中札内村公民館条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上松教育長。

(上松丈夫教育長登壇)

○教育長(上松丈夫君) ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、社会教育法等の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明、大和田教育次長。

○教育次長(大和田貢一君) それでは、補足説明を申し上げます。

平成23年8月30日に公布されました地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、社会教育法の一部改正が行われ、公民館運営審議会委員の委嘱基準を村の条例で定めること。

また、その基準は文部科学省令で定める基準を参酌することとされました。

その内容についてご説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料をご用意願います。

15ページをお開きください。

先に議案第11号、中札内村公民館条例の一部を改正する条例の説明になります。

資料は新旧対照表となっております。

改正前の第5条にもあるように、これまでの村公民館条例でも委員の委嘱基準は示されておりましたが、文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者。家庭教育の向上の資する活動を行う者並びに学識経験者のある者から委嘱することとされました。

これまでの本村の公民館条例に家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加し、改正しようとするものです。

なお、附則で、本条例の施行日につきましては、社会教育法及び文部科学省令の施行日である平成24年4月1日からとしております。

次に、議案第10号、中札内村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例ですが、ただいまご説明申し上げました中札内村公民館条例の中で、公民館運営審議会委員は、社会教育委員をもって充てることができることとされていますことから、その委嘱基準を公民館

条例と同じ要件にするため、今回、改正しようとするものです。

議案関係資料 14 ページをご覧ください。

資料は新旧対照表となっております。

公民館条例での委嘱基準と同じく、文部科学省令で定める基準を参酌し、本条例の委嘱基準につきましても、家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加し、改正しようとするものです。

なお、附則で、本条例の施行日につきましては、中札内村公民館条例の施行日と同日の平成 24 年 4 月 1 日からとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから、2 件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 11 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

議案第 11 号、中札内村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

議案第 12 号、中札内村公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 なのですが、この議案が終わってから休憩をとりたいと思いますので、進めさせていただきます。

◎日程第 21 議案第 13 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

○議長（高橋和雄君） 日程第21、議案第13号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防組合において取扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成町村間の協議を調える必要がありますので、同法第290条の規定により、議決を経ようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

20分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 議案第14号 平成23年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第23 議案第15号 平成23年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第16号 平成23年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第17号 平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第２６ 議案第１８号 平成２３年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第２７ 議案第１９号 平成２３年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第２２、議案第１４号から日程第２７、議案第１９号までの平成２３年度各会計補正予算についての６件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ８億６，４５７万７，０００円を追加し、総額を４４億７，１１６万７，０００円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ３，１００万２，０００円を減額し、総額を５億４，０１０万１，０００円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ８３５万３，０００円を減額し、総額を２億１，８６１万８，０００円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ１１１万９，０００円を減額し、総額を４，９７５万７，０００円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ１０６万８，０００円を追加し、総額を１億８，９４２万３，０００円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ２１０万１，０００円を減額し、総額を１億４，３７２万５，０００円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を求めます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

はじめに、職員給与を計上している各会計に共通する事項で、給与費のうち共済費の追加についてご説明いたします。

黒ナンバー９番、一般会計補正予算書の後ろから２枚目、１００ページをお開きください。

給与費明細書一般職分の上段、共済費の欄をご覧ください。

比較の欄で、３５８万７，０００円の追加になっております。

これは、基礎年金拠出金に係る公的負担率の改正によるもので、一般職では、平成２３

年４月にさかのぼって、給料分は１，０００分の３６．２５が１，０００分の４８．１２５に。

期末手当等では、１，０００分の２９が１，０００分の３８．５に引き上げられました。

補正の時期が今回になりましたのは、国民年金法等の一部を改正する法律等の改正案が昨年３月に国会に提出されておりましたが、東日本大震災等の影響により審議が遅れ、１２月１４日に公布・施行されたことによるものです。

特別職及び介護保険、簡易水道、公共下水道特別会計についても同じく追加しております。

次に、給与費のうち時間外勤務手当についてですが、同じく１００ページの表の中段、職員手当の内訳の左から３項目目、時間外勤務手当の欄をご覧ください。

比較の欄で、２３９万円の減額となっておりますが、３月分までの支給を見込み、不用額を減額するものでございます。

次に、一般会計全般にかかわる事項で、燃料費の追加についてです。

各施設及び車両の燃料費について、当初予算積算時の一昨年１０月の単価に比べ、年度を通して高く推移したため、総額６００万円余りを追加するものです。

それでは順番に歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

３５ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄中段の備荒資金組合納付金１億８，０００万円の追加ですが、本年度の村税の追加や地方交付税の増加、歳出の執行残により生じた財源を将来の財政需要に備えるため、積立しようとするものでございます。

次に、３７ページをお開きください。

３目財産管理費、説明欄上段の土地購入費５６３万６，０００円の追加ですが、村営牧場の草飼料の確保のため、ポロシリ福祉会のぞみ園で必要としなくなった農地を買い戻すものでございます。

次に、３８ページをご覧ください。

８目電子計算費、説明欄下段の子ども手当システム修正委託１０８万円の追加ですが、子ども手当の名称変更に伴うシステム改修を行うものです。

特定財源欄で、道の子育て支援対策臨時特例交付金１０７万９，０００円を追加しております。

次に、４２ページをお開きください。

２項企画費、４目開発振興費、説明欄の企業立地促進補助金３７５万５，０００円の減額ですが、二つの企業に対する雇用促進奨励金及び固定資産奨励金の確定により減額するものです。

次に、４６ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、説明欄下段のポロシリ福祉会運営助成補助金７００万円の減額ですが、ヘルプサービス事業及びデイサービス事業の実績見込みによるものです。

その下段、デイサービス車両購入助成補助金２５０万円の減額ですが、ポロシリ福祉会が更新を予定していたデイサービスバスについて、２３年度の日本財団の助成を受けることができなくなり、１年繰り延べすることによるものです。

次に、５１ページをお開きください。

４目障害者福祉費、説明欄上段、南十勝子供発達支援センター負担金１３６万円の減額ですが、これはセンターの決算見込みにより、構成町村の負担金を減額するものです。

中段の介護給付費２９４万７，０００円の減額ですが、給付費の決算見込みによるものです。

前のページの特定財源の下から四つ目、介護給付訓練等給付費負担金についても減額しております。

５１ページに戻りまして、下段の返還金１２９万８，０００円の追加ですが、前年度の地域生活支援事業等の精算により、国に返還するものです。

次に、５２ページをご覧ください。

６目社会福祉医療費、説明欄中段、２０節扶助費で、重度心身障害者医療費１００万６，０００円の減額ですが、医療費の減少が見込めるもので、特定財源欄で道の重度心身障害者医療費補助金医療費分についても減額しております。

このページの説明欄の下から二つ目、乳幼児医療費についても同じく医療費の減少が見込めるため、１４０万２，０００円の減額をしております。

次に、５４ページをお開きください。

２項児童福祉費、１目児童福祉費、説明欄中段の子ども手当８６７万５，０００円の減額ですが、これは二度に渡る制度改正による支給額の変更と支給人数の確定によるもので、特定財源欄で国及び道の子ども手当負担金についてもそれぞれ減額しております。

次に、５５ページをお開きください。

３目保育所費、説明欄中段の保育士及び調理員代替賃金１２０万４，０００円の減額ですが、職員の休暇代替の減及び一時保育専任パートの配置ができなかったことによるものです。

次に、５８ページをお開きください。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目環境衛生費、説明欄中段の焼却炉使用料１４１万７，０００円の減額ですが、エゾシカの焼却頭数が見込みよりも減少したことによるものです。

次に、６０ページをお開きください。

５目予防費、説明欄中段、委託料の子宮頸がん等ワクチン接種業務委託３３５万８，０００円の減額ですが、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、肺炎球菌２３価ワクチン接種が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、６４ページをお開きください。

５款労働費、１項労働諸費、１目労働対策費、説明欄の緊急雇用創出賃金１１２万１，０００円の減額ですが、緊急雇用創出事業で雇用していた放課後児童クラブ指導員の退職により減額するもので、特定財源欄で、道の緊急雇用創出推進事業補助金についても減額しております。

次に、６７ページをお開きください。

６款農林業費、２項農業費、１目農業振興推進費、説明欄中段の農業担い手育成センター交付金１００万円の減額ですが、農業体験実習生の受け入れが少なかったことにより、事業費が減少したことによるものです。

次に、６８ページをご覧ください。

２目農業振興事業費、説明欄上段の環境保全型農業直接支援対策事業補助金４７３万４，０００円の減額ですが、取組み面積の減少に伴い減額するもので、特定財源欄で、道補助

金についても236万8,000円を減額しております。

次の強い農業づくり交付金6億6,618万1,000円の追加ですが、中札内村農協の加工処理施設の冷凍冷蔵保管庫建設に対する交付金を追加するもので、特定財源欄で、交付金を同額追加しております。

予算は、24年に繰越いたします。

69ページをお開きください。

4目土地改良事業費、説明欄中段、暗渠排水工事9,240万円の追加は、農業体質強化基盤整備推進事業により、暗渠排水を整備するもので、特定財源欄で、国の補助金を同額追加しております。

これも予算は24年度に繰越いたします。

次に、下段、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金409万円の減額ですが、本年度の事業費の確定に伴うもので、特定財源については、70ページの二つ目、道営事業受益者負担金札内川地区分で238万1,000円を減額し、さらに一つ飛んで農家負担特例措置制度の見直しにより、持続的農業農村づくり促進特別対策事業交付金が893万円減額になり、これに替わり、戻りまして69ページの特定財源欄二つ目、食糧供給基盤強化特別対策事業補助金731万円が追加になっております。

次に、70ページ、説明欄上段の農業体質強化基盤整備推進事業札内川左岸地区負担金1,600万1,000円の追加ですが、事業の実施に伴う負担金を追加するもので、特定財源についても69ページの三つ目、食糧供給基盤強化特別対策事業補助金（農業体質強化分）500万円と、70ページの三つ目、道営事業受益者負担金札内川左岸地区（農業体質強化分）600万円を追加しております。

予算は24年度に繰越いたします。

71ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄の一番下、牧場管理委託料765万7,000円の減額ですが、家畜伝染病発生農場からの預託頭数の減少に伴う管理費の減額によるもので、特定財源欄の牧場使用料についても803万円を減額しております。

次に、73ページをお開きください。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄中段の村有林整備工事148万4,000円の減額ですが、整備面積の変更と執行残によるものです。

なお、前のページの特定財源欄の造林事業補助金村有林分153万9,000円の追加は、来年度に交付を受ける予定をしていた地拵え分の補助金を23年度交付に変更したことにより追加するものです。

74ページをご覧ください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄下段の中小企業者事業資金利子補給補助金158万2,000円の減額ですが、利子補給対象者及び対象金額が見込みより減少したことによるものです。

次に、78ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、説明欄の除雪委託1,000万円の追加ですが、これはこれまでの除雪実績に、3月中の降雪を見込み、追加しようとするものです。

次に、80ページをお開きください。

5項住宅費、1目建築総務費、説明欄中段の定住促進補助金303万3,000円の減

額ですが、勤労者民間賃貸住宅家賃補助金の交付見込額の減及び中札内スタイル推進奨励金対象者のうち、3件が24年度申請になったことによるものです。

次に、81ページをお開きください。

4目公営住宅建設費、説明欄下段の公営住宅建設工事1,001万円の減額ですが、事業費が確定したことによるものです。

次に、83ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、1目消防組合費、説明欄の南十勝消防事務組合負担金220万6,000円の減額ですが、負担金額の確定によるものです。

次に、飛びまして95ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄中段、文化振興奨励事業補助金230万6,000円の減額ですが、北の大地ビエンナーレ事業費及びアミューズ・シアター事業費の確定によるもので、前のページの特定財源欄の文化振興基金繰入金についても230万円を減額しております。

次に、98ページをお開きください。

13款諸支出金、特別会計繰出金ですが、各会計総額で483万5,000円を減額しております。

次に、戻っていただきまして、13ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税で、村民税の個人村民税現年課税分6,486万8,000円の追加は、課税額が増加。滞納繰越分173万7,000円は、滞納整理強化により、高額納税者等からの徴収が増加。

法人村民税585万5,000円の減額は、法人税割の減少及び均等割の区分変更、事業所の廃止、移転による均等割、法人税割の減少によるものです。

次に、固定資産税の現年課税分985万3,000円の追加は、収納率の見込み増などによるものです。

次に、14ページをご覧ください。

たばこ税の現年課税分400万円の追加ですが、前年度のたばこ税の増税による影響がなくなり、増加を見込めることによるものです。

次に、8款地方特例交付金406万4,000円の追加は、減収補てん特例交付金等の確定によるものです。

次に、15ページをお開きください。

9款地方交付税のうち、普通交付税2,366万3,000円の追加ですが、23年度の交付決定額全額を今回計上しております。

特別交付税は、交付額はまだ決定しておりませんが、見込むことが可能であるため、1,291万円を追加し、今回の補正予算の財源調整をしております。

11款分担金及び負担金、1項負担金の常設保育所負担金137万2,000円の追加ですが、中札内保育所の入所児童の増加によるものです。

次に、16ページをご覧ください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、説明欄下から二つ目の地域振興住宅使用料390万円の追加は、村営住宅使用料で予算計上していました单身向けの地域振興住宅使用料を振り替えたことによるものです。

次に、18ページをご覧ください。

2 項手数料、中段の居宅介護サービス計画手数料 1 9 0 万円の追加ですが、利用者の増加に伴い、介護計画の作成が増えたことによるものです。

次に、2 0 ページをお開きください。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、一番上の次世代育成支援対策交付金 4 9 4 万 9, 0 0 0 円の減額は、制度改正に伴い、4 段目の 8 節子育て支援交付金に組み替えたことによるもので、子育て支援交付金は、この組み換え分と実績に基づく交付金の増額分合わせて 5 8 5 万 1, 0 0 0 円を追加するものです。

次に、一番下の社会資本整備総合交付金のうち、地域住宅支援 4 0 4 万 2, 0 0 0 円の追加ですが、公営住宅建設事業及び公的賃貸住宅家賃低廉化事業分の事業費確定によるものです。

次に、2 6 ページをお開きください。

1 5 款財産収入、2 項財産売払収入の不動産売払収入 1, 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の減額ですが、売払 3 件分の予算計上の錯誤及び支払方法が分割払いに変更になったことによるものです。大変申しわけありません。

次にその下段、動産売払収入の流木売払 1 6 3 万 1, 0 0 0 円の追加ですが、これはからまつ材の価格上昇及び良質材が多かったことに伴い、売払額が増加したことによるものです。

次に、一番下の機械売払は、除雪ドーザーを一般競争入札により公売した結果、3 5 7 万円で落札し、予算計上額との差額 2 7 4 万円を追加するものです。

次に、2 8 ページをお開きください。

1 8 款繰越金 2 5 6 万 8, 0 0 0 円の追加ですが、平成 2 2 年度決算剰余金の残額を全額計上しております。

次に、2 9 ページをお開きください。

1 9 款諸収入、1 目貸付金元利収入、職員住宅建設資金貸付金返還金 1 3 4 万 6, 0 0 0 円の追加ですが、借入者の退職に伴い、貸付残金を繰上償還することによるものです。

次に、戻っていただきまして、8 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費の追加ですが、先ほど歳出で説明いたしました強い農業づくり交付金事業、農業体質強化基盤整備推進事業の暗渠排水工事及び同事業の札内川左岸地区負担金については、平成 2 4 年度に渡って事業が実施されることから、予算を平成 2 4 年度に繰り越して使用するための手続きである繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、9 ページをお開きください。

第 3 表債務負担行為補正で、追加するものとして、道営担い手畑総事業負担金、札内川左岸地区負担金のうち、1, 4 0 0 万円について、2 4 年度までの債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、変更するものとして、パソコン等譲渡事業償還金について、事業費の確定に伴い、限度額を 3 8 6 万 7, 0 0 0 円から 2 3 1 万 9, 0 0 0 円に変更しようとするものです。

次に、1 0 ページをご覧ください。

第 4 表地方債補正ですが、地方道路等整備事業の事業費確定に伴い、限度額 6, 4 8 0 万円を 6, 4 6 0 万円に。

臨時財政対策債の額の確定に伴い、限度額 1 億 7, 2 0 0 万円を 1 億 6, 8 8 7 万 5, 0 0 0 円に変更しようとするものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足して説明をさせていただきます。

まず、黒ナンバー１０番、国民健康保険特別会計補正予算書の１２ページをお開きください。

最初に歳出です。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、説明欄の療養給付費２，０３０万１，０００円の減額。

１ページめくっていただいて、１４ページの説明欄の上段、高額療養費６６２万３，０００円の減額、この二つですが、これは一般被保険者に係る入院、通院等の医療費が減少する見込みでありますので、減額しようとするものであります。

次に、１３ページに戻っていただきまして、上段の２目、退職被保険者等療養給付費、説明欄の療養給付費３２５万４，０００円の追加。

次のページの１４ページ、高額療養費、２段目の退職被保険者等高額療養費１８８万７，０００円の追加は、退職被保険者の入院、通院などによる医療費が多額となっており、療養給付費及び高額療養費の予算に不足を生じることが見込まれることから、追加しようとするものであります。

その１４ページの下段、４項出産育児諸費、説明欄の出産育児一時金１２６万円の減額ですが、これは２３年度当初予算時に想定したよりも、国保加入者の出生数が少なかったことによるものであります。

次に、１６ページをお開きください。

７款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金３３８万６，０００円の減額、その下のページ、１７ページ中段の保険財政共同安定化事業拠出金１９６万５，０００円の減額ですが、これは全道及び本村の過去３年間のそれぞれの事業拠出金の医療費の総額をもとに算出されたものであり、それぞれのその拠出額が確定したことにより減額をするものであります。

次に、６ページをお開きください。

１款国民健康保険税ですが、２３年度当初予算の税額推計時よりも所得が増加したことで、滞納繰越分の徴収増により８６６万８，０００円を追加するものであります。

次に、７ページ、２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金２，３０２万６，０００円の減額ですが、これは対象経費である一般被保険者の医療費等が減少したことによるものであります。

次にその下段、２項国庫補助金、１目財政調整交付金、説明欄の普通調整交付金１，２９９万９，０００円の減額。その下、特別調整交付金２２２万１，０００円の追加につきましては、それぞれ交付決定通知に基づく追加減額となっております。

次に、８ページをお開きください。

３款療養給付費交付金の１８９万３，０００円の減額ですが、これは退職被保険者に係る医療費等の見込額確定に伴い、交付額が確定したことによるものであります。

次に、５款道支出金、２項道補助金、説明欄の財政調整交付金１，３３２万７，０００円の追加については、交付決定通知に基づく追加となっております。

次に、９ページ、６款共同事業交付金、説明欄の保険財政共同安定化事業交付金１，８４３万６，０００円の減額については、これについても対象となる医療費等が減少したこ

とによるものであります。

次に、10ページをお開きください。

8款繰入金、2項基金繰入金、説明欄の国保基金繰入金260万6,000円を追加し、今回の補正の財源の調整としております。

続きまして、黒ナンバー12、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料のうち、年金からの特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、死亡・転出等により減額となる見込みですので、28万6,000円を減額し、その下段、一般会計繰入金、保険料軽減措置の財源補てんである2節の保健基盤安定繰入金25万3,000円の減額は、所得等による保険料の軽減額の減少によるものであります。

次に、9ページをお開きください。

歳出で、1目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄下段、保険料等負担金として、53万9,000円を減額しておりますが、これは先ほど説明いたしました保険料と保健基盤安定繰入金が減額となったことから、広域連合への納付金についてもその同額を減額しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして6ページ、一般会計繰入金、1節の事務費繰入金ですが、175万7,000円を減額し、今回の補正の財源の調整としております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー11番、介護保険特別会計補正予算書をご用意ください。

それでは、歳出から説明させていただきますので、9ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の委託料の介護保険システム改修委託638万6,000円は、新年度、介護報酬等の改定などにより、現システムを改修するもので、財源として国庫補助金275万6,000円も見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。

下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節の負担金補助及び交付金ですが、1,255万4,000円の減額となっております。

その内訳は、居宅介護サービス等給付費で、訪問介護などの利用は伸びてはいるのですが、認知症グループホームなどの利用が伸びなかったことによりまして、327万9,000円の減となっております。

また、介護予防サービスでは、主に通所介護の利用減により、212万4,000円の減となっております。

施設介護サービス給付費につきましても、老人福祉施設、老人保健施設の利用者の伸びが想定以下だったことによりまして、715万1,000円の減となっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

上段の2項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金60万円の減額は、給付費の減によるもので、その下の下段にあります3項高額医療合算介護サービス等諸費、1目介護医療合算介護サービス等諸費の負担金補助及び

交付金の94万5,000円も対象者の減によるものでございます。

それでは、歳入を説明させていただきますので、戻りまして、6ページをお開き願いたいと思います。

中段にあります3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金335万7,000円の減額。それと、7ページ上段にあります4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金382万1,000円の減額。さらに下段の5款支払交付金、1項支払交付金、1目介護給付費負担金665万4,000円の減額。さらに、8ページの中段にあります7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金の161万8,000円の減額。これらにつきましては、歳出で説明いたしました介護サービス等諸費の減額によりまして、国、道支払基金、村のそれぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

その下、4節事務費繰入金331万1,000円は、システム改修等に伴う増で、先ほど説明いたしました介護保険システム改修を含めました最終的な調整を2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で行うものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） 最後に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、引き続き、簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

黒ナンバー13番、簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意いたします。

6ページをお開きください。

歳入の主なものですが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金は、歳出の共同施設維持管理費の減額に伴い、更別村営農用水道、更別村簡易水道、中札内村営農用水道の負担割合に応じて負担金を減額するものです。

2款使用料及び手数料の水道使用料120万5,000円の追加ですが、これは使用水量の増加によるもので、追加するものでございます。

次に、歳出8ページをお開きください。

1款簡易水道費、1目一般管理費、25節積立金254万9,000円については、将来の水道施設大規模改修等に備え、簡易水道基金に積立をするものです。

そのほかの歳出の減額については、執行残によるものでございます。

続きまして、黒ナンバー14番、公共下水道事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

8ページをお開きください。

歳出の減額につきましては、すべて執行残でございまして、1款総務費、1目一般管理費の工事請負費100万円の減額は、公共污水枡の設置工事が発生しなかったため、減額するものです。

次に、戻りまして、6ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、下水道分担金94万8,000円の減額ですが、当初、住宅完了予定数の減少によるもので、分担金の減少をここで94万8,000円減額しております。

2款使用料及び手数料の下水道使用料216万3,000円の追加は、使用水量の増加によるものでございます。

4款繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道使用料等の増と歳出の減額による

財源調整で、355万3,000円を減額しようとするものです。

以上、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから6件を一括して質疑を行います。

質疑は一人3回までとなっておりますので、注意して質問をしていただきたいと思います。

質疑はございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か。

最初に歳入13ページですね。個人村民税で現年課税分。かなりでっかい額が追加されています。6,400万円。

これについて、差し障りのない範囲で、特別どんな理由があったのか。そこら辺ちょっとお答えしてほしいと思います。

併せて、固定資産税ですね。

これ、かなり団地分譲も売れているというようなことで、そういったことが理由なのか。985万円追加になっているので。

この関係についてお答えください。

歳出の方では、まず、35ページの備荒資金組合ですね。1億8,000万円追加です。

おそらく、1億8,000万円で大体5億円ぐらいなるのでしょうかね。その額と、超過納付金というのかな。そっちの方だと思うのですが、そこら辺どういうことなのか。

あと、現在の運用益というのか、利回りというか、その率について教えてください。

次、54ページの子ども手当、867万5,000円。これも大きな額、減額なっています。

これについて、この間新聞に、何か10%ぐらいの人が未申請ということで、PR不足でないかというそんな新聞記事出ていましたけど、うちの場合どんな実態になっているのか、そこら辺ちょっと教えてください。

次、74ページですね。市街地活性化対策事業の減額ですね。

これ、確か当初予算で45万円。今回もそっくり45万円減額ということで、実績はゼロということだと思うのですが、予算計上するにあたって、多分これは商工会との協議で出してきたのかな。ちょっとそこら辺よくわかりませんが、どんな協議で、協議して予算化して、実態がゼロということになっているのか。

そこら辺、どんな総括しているのかちょっと伺いたいと思います。

あと、81ページ、公営住宅の建設工事。これ1,000万円ぐらい減額、今回出てきております。

執行残としてかなり大きな額なのですが、安く発注できたということはそれは大変結構なことだと思うわけですが、逆に言えば、予算の見方がかなりアバウトだったのかなというそういう見方もできると思うのですが、そこら辺の見解、どのように考えているのか聞きたいということと、減額の時期ですね。

確か7月ぐらいかな、工事発注。その時点で契約するので、額がわかって、通常ですと決定した時点で、9月とか12月減額ということになるのかな。それが遅れたということは、工事の時期が2月ぐらいか。それに合わせてやるものなのか。そこら辺がちょっとよくわからないものですから、そこら辺の考え方についてもちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 子ども手当の関係ですが、本村におきましては未申請はございません。

ただ、途中で制度が変わっておりますので、その都度、書類の申請や何かいただくことがありましたので、それで他町村においてはそういうような状態が出ているのではないかなとは思っておりますけれども、幸い中札内にはおりません。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） まず、村税の個人住民税の関係ですが、当初は収納率が98%でみておりました。

それを今の見込みでは98.5%はいくだろうということで、その影響で120万円の増額がありまして、知本議員が言われましたように、数名突出した多額の方がいらっしやいまして、その方たちの税金で6,000万円程度がございまして、この補正になっております。

続きまして、固定資産税でございしますが、固定資産税は、当初98%の収納率でみておまして、現在では99.5%近くいくであろうということなどでみておまして、400万円、その部分で400万円程度の増額があります。

また、そのほかの要因といたしましては、予算時点は大体12月ごろに確定を大体させているのですが、その後、1月を超えて、2月、3月になって新しい建物が確認申請ない区域ではうちの方でも発見できない部分があるものですから、お客様から申請がありまして、建ったよということで教えていただきまして、その部分を後から課税した部分が残りの600万円程度の増額になっております。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私の方からは備荒資金残高と利率についてご説明いたします。

備荒資金組合の積立金につきましては、22年度末現在高で3億1,148万413円。内訳としましては、普通納付金9,575万9,293円。超過納付金が2億1,572万1,120円となっております。

利回りについてなのですが、22年度の普通納付金の配分率で1.19%。超過納付金の配分率で0.85%となっております。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 74ページ、中心市街地活性化の45万円の減額ですが、この事業につきましては、助成制度でありまして、主に四つの事業に対して交付しております。

まず、空き地を利用した出店。

次に、空き店舗を利用した出店。

次に、店舗前を装飾したい事業。

最後ですが、花壇等、にぎわいの事業を行いたい。

この四つの事業に対してこれまで助成しています。

それぞれ助成額等あるのですが、ともにこの四つの事業につきましては商工会長の承認が必要となっております、当該年度になっての申請が可能ですので、23年度におきましては、おおよその額でみております。

前年度において、この事業があるのでこのぐらいの予算が必要だということではござい

ません。

当該年度でも可能という形で予算を付けております。

23年度は実績がないということで、今回、すべて減額させていただきました。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 81ページの工事請負費、公営住宅建設工事1,000万円の減額ですけども、当初、設計が過大でないのかと言われておりますけども、予算につきましては、それぞれ設計をある程度、設計金額を立ててみております。

設計価格に対しての契約の請負率でいきますと、本体工事が97%、機械設備工事で95%、電気設備工事で98%、設計価格に対してはそのような請負率で執行しております。

その分の残高が1,000万円出たということで。

また、減額の時期でございますけども、契約等については早い時期に契約して額の決定をしておりますけども、工期が2月下旬ということになっておりまして、2月下旬に完了して、検定して引き渡しを受けております。

工事が完了するまでの間、予算を落とさないのは、途中で突発的な設計変更だとかというものに対応するために、工事完了まで予算を残しておきまして、今回、2月下旬の完成ということで、3月の減額としております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 大体わかりました。

工事関係、ちょっとどういうことかなと思ったら、やっぱり工事変更というのも出てくるから、それまでは減額できないということですね。

わかりました。

備荒資金組合の関係。0.85%かな。

今、基金でも定期預金で1年間で0.0幾らという時代ですよ。

すごく、10倍以上いいのか。0.8%なら。

ほかの町でも財源調整というのか、財源積立替わりに使っている町村もあるというふうに聞いているのですよね。

大変有利な制度だと思います。

ただ、地元の金融機関との絡みも、基金の絡み、あって、いろいろ考え方あるのでしょうけど、せっかくの交付金の運用ですので、これからもこの資金組合、利用することが望ましいかなというふうに思いますので、これからもぜひ積極的に活用していただきたい。これは意見でございます。

あとは、大体わかりました。

商工会の地域活性化事業。これはてっきり、まるしえのあれかなと思ったけど違うのですね。

わかりました。

新年度も多分、予算書見ていないけど、多分予算出てきているのかな、わからないけど。

これについてはまた予算審議の中であるのかなと思いますので。

質問したことについては了解しました。

○議長（高橋和雄君） 備荒資金の関係で何かありましたら。考え方。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今、ご意見の中にもありましたように、現行の各基金の金利が0.13%でございます、備荒資金組合の超過納付金の0.85%と比べますと6.5

倍金利が高いということで、大変有利な運用ができることから、心配なのは地元の指定金融機関等への積立もありますので、今積み立てているものを止めて備荒資金組合ということではなくて、新たにこういった財源ができたときには、なるべく有利な運用をして、少しでも金利を増やしたいというふうに、基本的な考え方としては今持っております。

今回、仮に別な財政調整基金等への積立をしたとした場合の比較でいいますと、1億8,000万円に対する金利差が約130万円、年間で130万円ありますので、相当大きな金額だと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今ちょっと、備荒貯金のことについて、ちょっと一つお伺いしたいのですが、この備荒という言葉からいくと、例えば、災害とかそういうような何か突発的なものにしか使えないというような。言葉からいうと、そのように理解しているのですけども、言葉からだけだと。

だけでも、何かここに積み立てておいたことに対して、何かこの事業をするときに不足になったときに自由に使えるお金なのか。

まず、その点が1点と、それとあと60ページの先ほどの予防接種事業費で、子宮頸がんワクチン等の接種が335万8,000円マイナスということで、利用がなかったということの結果だと思いますけれども、どのような周知方法をしたのか。

これに対しては、インフルエンザとか肺炎球菌などあったと思いますけれども、どのような周知をしたか教えていただきたいと思います。

それとあと、78ページの除雪対策費で、3月までの見込みとして1,000万円追加しておりますけれども、今年度、除雪に対する苦情がなかったかどうか。それについてお聞きしたいと思います。

私もこの除雪の苦情に対しては、村民からちょっと聞いておりまして、たまたま国道の大通りから保健センターですとか病院のところに向かう歩道の除雪が悪いために、あそこがとても凍って歩きづらいという苦情を聞いておりまして、なぜ凍るのかなというようなことを私なりに考えますと、やはり除雪が不十分なのかなという考え方もありますけれども、たまたまあその道路は、歩道と車道が同じ高さであって、除雪をしますけれども、縁石がありますね。あの縁石に雪が残っているために、日中解けた雪が歩道側に流れ込んで、それが凍るというような現象が考えられるのですけれども、その対策として、やはり除雪をきちっとすると、また、縁石に残っている雪を除雪することによって解消できるのではないかとこのように思っていますけれども、その点についての考え方をちょっとお聞かせください。

それと、また、住民から交差点の、特に交通量の激しい道路に対する交差点の除雪、特に山積みになった雪が見通しを妨げているというようなことがありますので、そういったことの解消策を何か考えているのかどうかということをお聞きします。

それと、91ページですね。

今回、遊具設備工事で残金が出ておりますけれども、この遊具を整備したことで、遊具に対する安全は確保されたと思いますけれども、先だって、この遊具に積った雪によって、下の遊具がどういう状態になっているかわからなくて、そこで遊んでいた子どもが、その遊具の下になって、雪と一緒に落ちてちょっと事故になったというニュースがありました。

そういったことで、教育委員会としては、そういう事故を聞いて何らかの対処をしたのかどうか。

そういったことをお聞きしたいと思います。

以上、その点についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の備荒資金組合納付金の関係ですけれども、備荒資金組合納付金には2種類ありまして、普通納付金というものにつきましては、災害時にしか使えない。災害復旧ですとかそういったものにしか使えないということで、基本額が5,000万円に達するまで納付を続けて、現在9,600万円余りの残高があるのですが、毎年利息分が積み上がっていくという状況です。

これについては取り崩せません。

今回積みます1億8,000万円につきましては、超過納付金という種類のもので、これは基金でいえば財政調整基金のように、いわゆる財源不足のときに取り崩して使えるということで、自由に積んだり取り崩したりできるものでございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） このところの子宮頸がん等ワクチン接種業務の等といいますのは、ここでは四つのワクチンのことがございます。

一つが子宮頸がんワクチンでございまして、これにつきましては、接種率が100%当初見込んでおりましたけれども、これが80%という形になってございます。

それから、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、これは満2カ月の子から打てるものでございますが、これがトータルにしまして100万円ちょっと減額になっております。

と言いますのは、これは前年のときに接種事故等がございまして、直接それは関係はなかったのですが、その影響等がここに出てきているのではないかなと思っております。

それともう一つ大きいのが、肺炎球菌の23価のワクチンという75歳以上を対象の方にしての助成の部分でございまして、この部分につきましては有料ということになってございますので、なかなか、当初の目標よりも下回っております。

ただ、途中に、これも年度途中に震災の影響がございまして、ワクチンの入手ができなくなりまして、1月、2月という形が接種できない時期がございまして、そんなところもあって、ちょっと影響はあったのかなと思いますけれども、それにしてもそれはちょっと、その時間だけの影響はちょっとわずかなのですけれども、いずれにしろ有料接種というところがある減ではないかなと思っております。

あと、これらの周知につきましては、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用、これらにつきましては個別通知もしてございますし、広報も出しております。

それと、肺炎球菌につきましても広報で周知してございますので、やはり、特にこのヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンといいますのは、2カ月から5歳までの間に相当の回数を打たなければいけないというところがあって、そして、なおかつ同時接種が危険要因にもあるということもあるものですから、ローテーションをつくっていかないと。そんなことで、子どもの体調もなかなかそれに合わせてうまくできないというところもあるもので、期間もありますので、なかなか後に延べ送りになっているのではないかなという感じしております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 除雪費の追加と苦情等についてでございます。

除雪費の1,000万円の追加については、1月中旬ごろまでは例年よりは降雪量ともに少なくきておりましたけれども、1月下旬から2月、また、昨日までの雪等で除雪回数が増えまして、それについて3月見込みの、これまでの除雪の追加をしています。

苦情についてでございますけれども、うちの方には苦情というような形では、今年は来ておりませんけれども、中に、この雪解けが始まりまして、今、水がたまっていて、ちょっと外に出られないとかということで、今日もちょっと削りながら、排水口等を開ける作業をしていますけれども、そういうもとでは要望等なりの問合せは来ている状況です。

それと、今、国道からの保健センターの仲通りの歩道の問題でございます。

あそこの歩道につきましては、バリアフリー化ということで段差のない歩道にしております。

間に、先ほど男澤議員言われたとおり、縁石がございます。

排雪する分につきましても、ちょっと今、歩道等は小型ロータリー入れて、飛ばしながら行っているのですが、あそこのところにつきましては、両側に家が張り付いていてなかなか飛ばせない状況で、縁石の部分に積み上げていくというような方法をとっております。

また、今年は例年になく寒い日が続いております、なかなか雪解けも解けません、除雪の出動が10センチメートル以上ということになっておりますので、10センチメートル以下の雪のときにはなかなか除雪も出ないものですから、その雪が残って解けないで、しばれたままになっているという状況もございます。

除雪については、ご存じのとおり、企業体を組んで委託しております、その中で、うちの者のパトロールと同時に、企業体の方の担当者と相談しながら随時行っております。

仲通りの現状も見ながら、どのような対策できるかももう一度検討してみたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 学校での遊具の安全管理については、毎年一斉点検を行うなど、施設の安全の中では最重点として位置付けながら管理を行っていただいております。

毎年いろんなところで遊具に関する事故というのがあって、その周知は必ず文科省を通じて全国に流れますので、そういった事例も含めて、学校の中で、日々、安全に関しては点検がされているということであります。

今般、積雪の事故については、今年非常に豪雪ということで、雪の関する事故の中で大きく報道されていますけれども、基本的に冬期間は遊具については閉鎖ということで開放しておりませんので、特にこのことについての通知は行っておりません。

ただ、子どもですから、冬場、そういうことで遊具の方に行くということも考えられますので、校長会等を通じてこういったことも話題にしながら、一つの事案として、安全対策の一環として、話題として提供していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） インフルエンザ接種など、予防接種に対する減については、大体中身はわかりましたけれども、たまたま大人の肺炎球菌ワクチン接種の、何かちょっと資料が出ていたのですけれども、75歳以上の人に対する肺炎球菌ワクチンの接種について

は、対象者が576人で接種者が160人ということで低かったのが私ちょっと気になったのですが、今、課長の方から説明があったことで内容は少しわかったのですが、この周知に対して、やはりこの肺炎球菌、お年寄りに対する肺炎球菌の接種は効果が高いというように、私思っておりますので、有料であるけれども、やはりその効果が高いということを皆さんにわかっていただいて、例えば、ポロシリ大学ですとか、あとはこういう老人の人たちが集まる会合などにきちっと説明をして、やはり推進をしていただければというように思っております。

あと、除雪のことに対しては、この除雪は指定管理者で行われているので、今、私、先ほど申し上げましたような内容について、もう一度除雪を担当していただいている指定管理者と相談して、よりよい方法を改善していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それとあと、小学校の遊具の上に乗った雪に対する答弁については、冬は使用しないということだったので、たまたま私、授業参観などに行ったときに、子どもたちは遊具ではないのですが、たまたま雪山になったところで遊んでいる状況を見かけましたので、そういったところの安全性の確保。そういうことについても十分配慮していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 予防ワクチンに関して意見がありましたので。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 23価の肺炎球菌につきましては、周知する必要がありますし、これは効果もあることも事実でございますのでやっていきたいと思っておりますし、老人クラブの例会が毎月ございます。

そのときに、保健士が毎月行って健康相談を行っておりますので、そのときなどについてもPRをさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 除雪の関係はやるということでもいいですね。

上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 今、男澤議員の最後の言葉、ちょっと気になるのですが、子どもたちは遊びが大好きですから、雪山に上るの大いに賛成だと私は思います。

ただ、今言われているように、大人がやっぱり安全を考えて、私は校長会でよく言っているのは、子どもたちに自分の命は自分で守れということを徹底しないといけないというふうに指導しています。

そういう面では、確かに大人が見て危ないものは気をつけないといけないけれども、そういう雪山で遊ぶこと自体危ないなんて、それはちょっと私は考えすぎだと思います。正直言って。

そんなことで、遊びは大いに結構でやらなければだめだと私思っておりますので。

ただ、校長会を通じて、今言った、子どもの遊びもそうだし、登下校もそうだし、それから、不審者に対応するのもすべて子どもたちに、自分の命は自分で守るような基本を置きながら、そういうことに遊びも含めてやってほしいという指導をしています。

今、男澤議員言われたことは、確かに気になる部分だから、もちろん気をつけることはもちろん指導しますが、全面的にそれが悪いと私は思いませんので、そういうことも奨励しながら、安全面に気をつけて、子どもたちには大いに遊ばせたいというふうに思っています。

答弁になるかわかりませんが、ちょっと言葉が、私たち大人が気をつけないと、何

でもかんでも禁止にしまうと、子どもたちは自由に遊べません。

そこは遊びながらも、やっぱり子どもたちを見守る大人は、子どもたちを見守る姿勢でいかなければだめだと私は思っていますので。

ちょっと違うのかなと。捉え方が。と思っていますので。

ただ、安全面は全面的に指導していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） ちょっとお諮らいをしたいと思います。

1時間ちょっと経ちましたので。

このまま続けるか、休憩とるか。

どうでしょう。

質問のある方。

10分ほど休憩をとりたいと思います。

45分から始めさせていただきます。

よろしくお願いします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時45分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑を続行したいと思います。

質疑のある方。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点かについて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に16ページです。

総務使用料、公共施設使用料93万8,000円の追加ということですが、この使用料ももう何年か経っているということになると思うのですが、当初、124万円の当初予算組んでいて、大きく93万8,000円ということで、約、当初予算ぐらいの追加をしているわけですが、例年に比べてかなりこの辺が増えたために増額になったというのは、そのような理由があるのではないかというふうに思いますので、まず、そこら辺をお聞きをしたいというふうに思います。

36ページ、1項総務管理費の説明欄の研修費、特別旅費44万3,000円の減でございます。

これにつきましても、当初89万3,000円ということでそれぞれ計画されて当初予算を組んでいるというふうに思いますが、約半分程度の未執行ということで減額、今回かけられているわけですが、はたして職員の研修がきちんと当初計画通りなされているのかどうかということがちょっと危惧されますので、そこら辺の絡みを伺いたいというふうに思います。

それから、38ページの電子計算費、説明欄の一番下になります健康管理システム修正委託42万円の追加ということでございます。

残り3月までわずかな期間ということになりましたが、3月のそういった時期に改めてこの42万円を追加しなければならないというここら辺が何か理由あるのではないかという

ふうに思いますので、そこら辺を教えてくださいというふうに思います。

それから、46ページ、社会福祉総務費の右説明欄の上段の方になるかと思いますが、社会福祉一般経費の需用費、印刷製本費で68万3,000円の減額でございます。

これについては、当初予算、厳しい財政の中でせっかく当初予算計上しているわけですが、全額減額ということで、非常に未執行の形で落としているわけですが、なぜこのような未執行になったのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、51ページ、説明欄の上段、南十勝子ども発達支援センター負担金、先ほど決算見込みで負担金ということで136万円の減というこういう補足説明をいただきましたが、主にどの辺の形でこういった負担金136万円ということで減ったのか。主な要因を教えてくださいというふうに思います。

63ページ、塵芥し尿処理費、説明欄のごみステーション36万8,000円、これにつきましても、当初予算組んだけども、そっくり減額ということで落ちております。言ってみれば未執行ということでございますが、この辺の理由もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、76ページの道の駅関連施設管理費、説明欄の委託料、展示室写真パネル製作委託、70万9,000円ということで減額となっております。

当初予算見てみますと、78万8,000円ということでほとんど減額をかけておるわけですが、ここら辺についても経過なども教えてくださいなというふうに思います。

それから、83ページの災害対策費、防災会議の関係でございますが、これについても当初50万円組んでおりまして、ほとんど落ちておりまして、報酬についても報酬を払う委員さんは5人おられるというふうに思いますが、多分、今年度1回も開催されていないのではないかとというふうに、ここら辺を見ますと推測をいたします。

それで、昨年の東日本大震災をはじめ、日本各地でそれぞれ地震の頻発、あるいはまた、大洪水という災害が発生しているわけですが、幸いにも本村においては発生していないというこんな状況でございますが、災害についてはいつ来るかわからないと、こういうことで他人ごとではないというふうに私は理解をしているわけですが、そういう状況の中で、これから3月に何あるか、これはわからない状態で減額ということはわかるのですが、私は防災会議につきましては年1回ぐらいは開催をして、それぞれ各関係機関の担当部署というのですか。人も入れ替わり立ち替わり替わっているわけですが、防災に対しての改めて意思統一をすべきであるために、年1回ぐらいは開催すべきでないかというふうに私は思っております。

よりまして、そこら辺の考え方について伺いたいというふうに思います。

それから、92ページ、社会教育総務費、説明欄の報酬、体育指導委員報酬22万4,000円の減額でございます。

これについても、当初38万8,000円ということで、委員さん全部の報酬がこの額になっているわけですが、ほとんどの額がこれも減額になっていると、こういうことから、恐らくかなり活動の停滞というのですか。停滞まで言ってもいいかわからないのですが、報酬払う機会が非常に減ったために減額ということでございますが、これらの委員の活動の当初計画からしての実態ですか。ここら辺について教えてくださいなというふうに思います。

それから、先ほど補足説明で燃料費、中東情勢も含めてということで、それぞれ新聞紙上でも言っているように、燃料高騰という状況です。

よりまして、先ほどの補足説明で、全体で600万円の増ということで、これからまた上がるのかなというふうに思うわけですが、こういう状況だからこそ、各施設におきましては節減努力がされているというふうに私は思いますが、改めて、各施設に対して村からの節減努力をするような指導が必要でないのかというふうに思いますし、今後もそういった文章等も含めて、各施設に対しての徹底を図って、経費の節減をしていくべきだというふうに私は感じますので、その辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

最後になりますが、国民健康保険特別会計の関係です。

主には保険給付費が主であります、これから3月ということで、保険給付費、どういう支出になるかということで大きく変わるわけですが、23年度末の繰越額について、平常時だとすれば幾らぐらいの決算見込みが得られるのか。その辺について教えていただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 総務課の関連で5点ございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の公共施設使用料の追加ですけれども、今年度の決算見込みにつきましては、ほぼ22年度と同じぐらいの決算見込みで、今回の追加査定をいただいたところであります。

22年度決算が227万6,000円。本年度の補正後が218万円では前年並みということで、主に、見込みづらいのが、一番大きなのが保健センターでの葬儀の利用が最も1回の使用料金の高いものでございますので、ここがあまり見込めないということで、当初予算につきましては過大な積算にならないように、23年度でいえば120万円ほどの予算計上をしております。

ただ、2年続いておりますので、平成24年度につきましては170万円余りの予算計上で、前年よりも追加して見込んでおります。

理由としては、保健センターを除く他の施設についてはそう大きな変動がないと思っておりますので、ここかなと思っております。

2点目の研修費の特別旅費ですけれども、当初予定をしておりました市町村アカデミー、千葉の方での中央研修所なのですけれども、こちらへの研修派遣が1名調整がつかなかったということと、関西での地方財政アカデミーへの参加ができなかったということで大きく減額をせざるを得なかったということでございます。

予算を確保しておりましたのに参加できなかったということで、これは当初計画していた研修が、2名分なのですけれども実施できなかったもので、翌年度以降はこういったことのないように、年度当初から派遣する職員を決定して、準備を整えて、執行しないということのないように努めたいと考えております。

3点目の健康管理システムの修正ですけれども、地域保険健康増進事業報告という厚生労働省の報告かなと思いますけれども、その一部改正がございまして、23年度の健康増進法報告統計対応システムを改修しなければならないという、そういった緊急性があるものですから、3月の補正で追加をさせていただきました。

8点目のご質問の防災会議ですけれども、これまで防災会議の開催というのは、例えば、地域防災計画の見直し、改定をするときに集まっていいただいて、ご意見をもらって、そのご意見をもとに見直し計画の決定をしているというそういった流れで、必要に応じて随時開催ということでございますので、防災計画につきましては、現在、事務的な見直し作業

を進めているところで、年度内の案の策定が困難になったことから、今回、会議の開催に係る費用につきましては減額をさせていただいたということでございます。

10点目の燃料費の関係ですけれども、これまでも内部の地球温暖化防止の行動計画に基づきまして、各施設、各職場で燃料に限らずさまざまな取り組みをしてきているところなのですけれども、ご質問のとおりだと思います。

3月の庁議においても、この燃料費ということではありませんでしたけれども、電気料の節減などについては、各課長に周知をさせていただいたところで、さらに燃料費についても同じように、そういった意識啓発に努めたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、46ページの印刷製本費6万8千300円の減についてでございます。

これは、くらしの便利帳を23年度に発行予定でこの予算を確保しておりました。

ところが、今年の状況が、子どもの手当だとか障がい者自立支援法の関係の法改正や何かが非常に後半になってまで改正が見込まれるということなもので、一旦つくりまして、後、差し替えで対応ということも考えておりましたが、やはりどうせ発行するのであるならばきっちとしたものをということで、24年度の早いうちに出したいと考えてございますので、そういうことで今回減額させていただきました。

この分につきましては24年度の予算に改めて提案させていただいております。

それから、51ページでございます。

51ページの南十勝子ども発達支援センターの負担金136万円ということで、このところの利用や何か、私どもお世話になっておるのですけれども、今回のこの減額につきましては、このセンターを運営するときの職員の方の退職等が生じまして、その部分の補充がなかなかうまくいかなかったということもありまして、それでこの部分の減額という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 76ページ、カントリープラザ展示室のパネル作成についてですけれども、当初予算につきましては、写真製作のラミネート加工をされた割と1枚当たりの単価が高額な3万円程度の予定をしていたのですけれども、それを実際、その写真パネルから単に村を紹介するようなパネル作成に変更し、1枚当たりの単価も3万円の予定を7,800円程度に落として作成しております。

枚数自体も当初は30枚だったのですけれども、実際は、今年につきましては10枚を作成して、その差額について7万9,000円を今回減額したものであります。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ごみステーションの関係でございます。

当初予算計上した3万6千800円、これはごみステーション5台分を計上していたわけですが、基本的にはここでみている台数というのは、既存で設置しているごみステーションの老朽化による交換分及び、言ってみれば、そこで出てくるごみの量がどうしても多くて増設をしなければならない分及び公営住宅等の新築等に係る追加分ということで5台分を計上しておりました。

現実問題、古くなったりして使えないというようなことで、更新したものは現実的にはございませんでしたので、その分の補てんはありませんでしたが、現有、物として保持しているごみステーション分が別に2台分がございましたので、その分をときわ野の公営住

宅の新設分のところにまわしたりだとかということで、今年度については、5台分、その支出することがなかったということでございます。

ただし、民間の賃貸住宅、アパートも今建っている状況もありますから、状況によってはそういったところに新しくごみステーションを配置する必要も出てくることから、通常の必要なときにはこの予算を使って、ごみステーションについては設置をしようという考え方でございます。

それと、国保の関係でございます。

今年度、療養給付費、つまり医療費に係る分、これは一般被保険者分なのですが、非常にそれほど医療が多くかかっていなかったということがあって大きく減額をしております。

ただ、支払的にはあと2月支払分、3月支払分、2月分が残っているわけで、突然手術等によって大きな金額がかかることも想定されていますので、歳出の部分では補正予算2,300万円の減額はやっていますが、余分にはお金を残してはいます。それに対応することができないと、歳出に予算がないと支出ができないということになりますので。

そういった分を勘案して、23年度分の翌年度への繰越分を想定してみますと、約3,000万円程度は翌年度に繰り越せるのではないかと。

ただ、これはあくまでも2月、3月の医療費が予定していたよりも膨らまなかったケースでのみ発生するものですから何とも言えませんが、今のところの平年ベース、毎月で支出してきている医療費のベースからすると、3,000万円程度、その中に予備費、使わないお金である予備費も当然含んでいますけども、そのぐらいのお金は翌年度に繰り越していく財源として出てくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 体育指導委員の報償費の減額についてですけれども、まず、一般の会議の委員報酬については、出席率が7割程度でございました。

そのほかに研修等の事業の中で、特にスポーツ教室を体育指導委員で年間2回やろうということで、その報償費を組んでいたのですけれども、総合型スポーツクラブの準備委員会の方で行うことで、等々の補助がもらえるということでしたので、これについては全てそちらで行ったということで、6万4,000円程度の報償費が減額になっております。

そのほかに大きかったのが、全道研修協議会の方への参加について、当初4名で行く予算をみておりましたけれども、2名の参加しかなかったということで、そういった十勝管内、南十勝含めた研修等についても、少し出席率が悪かったということで、そういった集計の中でこういった減額というふうになってきているわけです。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体理解できるわけですが、1点、防災会議の関係ですね。

総務課長言ったように、何か地域防災計画の練り直しというのですか。そんな形での、今まではその時点でそれぞれやってきたなというふうに私も理解をするわけですが、先ほども申し上げたとおり、そういう状況で非常に災害が大きい状態。本村においては、先ほども言ったように、ないということで非常にいいことなのですが、これいつ起きるかわからないということです。やはり関係機関ですか。年1回ぐらいは集まる中での、それぞれ地域防災計画の再確認でもいいでしょうし、それなりに向けた何かがあれば、それらも含めて、1回ぐらいはやっぱり集まる中でやっていく必要があるなというふうに、ちょっと今までとは違った形で感じるものですから、それであえて申し上げているのですが、

そこら辺、村長の考えとして何かあれば、伺いたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、ご質問にあったように、本当に災害がなくて、十勝管内でも海岸線はその影響でああった緊急事態あったということで、今、黒田議員おっしゃられるようなこと。だからよかったなというのと、半面、そのことは災害がないということにはならないということで、地震もありますし、雪害もあるでしょうし、そういった意味ではそういう確認を常にやっておくことが必要だということは私も全く同じ考え方でございます。

今回の、特に触れていませんけど、防災計画の見直しもそういった、今までに予想できない、予想しなかったということも含めてできあがってきますので、そういった中で、メンバーも変わるということも多分関係機関ありますので、再確認というようなそんなご意見あったようなことで、毎年1回あるいは2回、必要があればやっていくということを今後やっていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。
なければ質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
それでは、一つひとつやっていきたいと思います。
議案第14号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第14号、平成23年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。
議案第15号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第15号、平成23年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。
議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、平成23年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、平成23年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号、平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日１０日から１５日までの６日間、議事日程の都合により休会し、１６日午前１０時から本会議を開きたいと思います。

これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日１０日から１５日までの６日間休会とし、１６日午前１０時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 ４時１２分